

# 平成30年第1回定例会議事日程（第2号）

平成30年3月8日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第2号 吉富町営住宅駐車場条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第9号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第10号 平成29年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第11号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第12号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第13号 平成30年度吉富町一般会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成30年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 平成30年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第19号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 議案第20号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第22 議案第21号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 日程第23 議案第22号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について  
日程第24 議案第23号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第25 選挙第1号 豊前市外二町財産組合理会議員の選挙について  
日程第26 陳情第1号 障害者の生活の整備についての意見書採択のお願い

平成30年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成30年3月8日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 3月8日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋  
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 議案第2号 吉富町営住宅駐車場条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第2号吉富町営住宅駐車場条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第2号について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、町営幸子団地自動車駐車場使用条例、平成7年条例第22号を全面改正し、吉富町営住宅駐車場条例とするものでございます。

ページ2ページをごらん願います。

吉富町営住宅駐車場条例、町営幸子団地自動車駐車場使用条例（平成7年条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）第1条、この条例は、吉富町営住宅に入居する者（以下「入居者」という。）の専用駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

（名称及び位置）第2条、駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（使用者資格）第3条、駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

第1号入居者又は同居者であること。第2号、入居者又は同居者が、自ら使用するための駐車場を必要としていること。第3号、吉富町営住宅条例（平成9年条例第24号）第42条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

（使用の申込み及び許可）第4条、前項に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、使用の申込みをし、町長の許可を得なければならない。

（使用料）第5条、駐車場1区画当たりの使用料（以下「使用料」という。）は別表のとおりとする。ただし、町長が公益上その他特に必要と認めるときは、使用料の減額又は免除すること

ができる。

(使用許可の取消し) 第6条、町長は使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、期限を指定して明渡しを請求をすることができる。第1号、不正の行為により使用許可を受けたとき。第2号、使用料を3月以上滞納したとき。第3号、駐車場又はその附帯する設備を毀損したとき。第4号、この条例又は規則に基づく町長の指示に違反したとき。第5号、第3条に規定する使用者資格を失ったとき。第6号、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(使用者の賠償責任) 第7条、使用者は、自己の責に帰すべき事由によって駐車場またはその附属する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(禁止行為) 第8条、使用者は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。第1号、駐車区画を第三者に転貸し、又は、使用权を他の者に譲渡すること。第2号、駐車場内に引火性若しくは発火性の物品、又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込むこと。第3号、駐車区画の現状を変更し、又は、これに工作物等を設置すること。第4号、駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(損害賠償責任) 第9条、町は、駐車場内における天災、火災、盗難、いたずら、その他の事故により生じた自動車の損害及び人身事故等については、一切その賠償の責を負わない。

(委任) 第10条、この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係) 名称、位置、月額使用料。幸子団地駐車場、吉富町大字幸子12番地1、2、500円。別府団地駐車場、吉富町大字別府293番地、2、500円。

以上、説明を終わります。御審議方のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本案に対して、御質疑はありませんか。是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) ここにあります町営幸子団地自動車駐車場使用条例というのを変

えるわけですが、名前だけじゃなく、何か、変わったところをちょっと抜粋で、これと、これと、これを変えましたというのをまず教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 全部改正でございます。以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっといろいろお尋ねしたいと思いますが、これ吉富町営住宅というのがありますが、吉富町営住宅ちゅうのは、ほかにもありますよね。ないんでしょうか。あるとしたら、この別表に2つしか書いておりません。ほかのところは入れないんでしょうか。今は入れないんでしょうか、全く取るちゅうか、そういうことはしないんでしょうか。その辺を一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

この2団地につきましては、国から駐車場整備の補助金をいただいておりますので、こういうふうに変更の条例を設けております。ほかの団地につきましては、今のところは、使用料の徴収は考えておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これ3回目なのかな。

○議長（若山 征洋君） はい、3回です。何か後で聞くようなことがあるらしたら、立ったまま、二、三個続けてしとってください。そうやないとカットになります。

○議員（7番 是石 利彦君） 誰かが聞いてくるじゃろうけえ。じゃあ、別表のとおりは聞いたんやったな。じゃあ、ここで、6条に、1、不正行為とあります。不正行為というのはどういうことを想定するのかということと、それから使用許可を出すときに確認はどのようにするのか。例えば、入居を申し込むときに、許可を出すときに車検証とか、何か取るのか。それとか、車検証は発行するんでしょうから、幸子団地、別府団地はそういうことだろうと思いますんで、それもあわせて言ってください。車検証、車検じゃない。車庫証明か、ごめん、ごめん。車庫証明。だから、別のほかの団地は、それ以外のところは車庫証明ちゅうのは出しているのか、出していないのか、それもあわせてお願いします。これで3回目です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。第6条の第1号の不正行為の想定でございますが、いろんな書類上不正に改ざんとかしたことになるかと思えます。特にどういう不正があるかちゅうのは、そのとき、そのとき、判断をいたします。

そして、ほかの団地でございますが、ほかの団地でも、便宜上、車庫証明を出しております。そして、今度新たに別府団地のされますので、新たな、また、そういう車庫証明とかは必要かとは思われますが、そこではきちっと、その方が使用者であるかとか、所有者であるかという確認をしたいと思います。いずれにしても、これは警察のほうで車庫証明のいろんな添付書類を出して、きちっと現地確認に今行かれるそうですから、そのところはきちっとした対応をしたいと思います。

以上です。（「もう一つ、使用許可を出すときに、どういうふうな感じで使用許可を許すのか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 済みません。使用許可ですから、申請があつて、当然、その方に貸しつけるべきの駐車場でございますので、正当な手続をされたら、そういう使用許可を出します。（「ちょっと、わからん。正当なちゅうの、ようわからん。その人の車かどうか、どうしてわかるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 課長、車庫証明とか、車検証とか、そういうのを（「提供を求めるか」と呼ぶ者あり）提出してから許可をするのかな。そこんところ、答えて。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 実際、車を購入、新しい入居になった場合、必ず車庫証明を取りますので、それにならって、うちも許可をいたしたいと思います。

以上です。（「いや、いや、だから、車庫証明出すには車の」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員、はっきり立って言って。

○議員（7番 是石 利彦君） 車検証の提示を求めるのかちゅうことを聞いたかったんですよ。実際にその人の車かどうかわからんやないですか。例えば、8条に第三者に貸与してはいけないと、貸してはいけないと書いてありますけれど、最初から誰かの車をそこに置くとかいうこともあるかもしれんからねえ、本当にその入居者が自分の持ち物なら、家族の持ち物なら、そりゃいいですよ。だから、2台なら2台とも出すよと、そういうことをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど述べさせてもらったとおり、所有者並びに使用者ですね、そのことをきっちり確認をして許可をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、いいですか。確認、あんたの車ですよ、ああ、そうずいぶんいいんですか。だから、ちゃんとした公的な書類のね。

証明書の提示を求めるのかちゅうことを聞きたいんですよ。お願いします。あんたはそれでい

いかもしれんが、あんた、もうすぐやめるでしょ。そうなったら、担当は困るんじゃないですか。きちんと決めましようちゅう、これ不備があるんじゃないですかち、こう言いよるわけですよ。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） もちろん車検証を確認して、先ほど申したとおり、所有者若しくは使用者ちゅうことの欄を確認いたします。（「そう言ってもらえばいい」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今お聞きしていたんですが、まず、ちょっと私がお聞きしたいのが、是石さんみたいに何回も何回もやったらまずいでしょうから、山王団地がこれには入っていない。以前の住宅というものが入っていないというのは、確かに当時は駐車場規定というのはなかったんでしょう。しかし、幸子団地ができて、この条例ができて以降、いわゆる前条例ですね、町営幸子団地自動車駐車場使用条例というものがあります。その後に来たものがいわゆる山王団地であると。住宅ではなくて団地と言いましたから団地である。これが入っていない理由がまず1点。

2点目、今の別府団地、これ建設の前にさんざん議論しました。そのときには駐車場代は取らないというふうに述べております。たしか、それで、私たちは言いました、何で取らない。2台分もある、どうしたんだという話をしました。これが今度取るようになった。そのいきさつを教えてほしいというのが2点。

今、ちょっと是石さんが言いよった件で、もう1点確認したいんですが、今、車検証の提出というふうなことを言われました。本人かどうかという。幸子団地の場合ですと車を持っていない人も家族が帰ってきたとか、友達が来たとか、友人が来たときのために1台分は確保するという意味で借りている人もいると思います。そういう方は、じゃあ、今後は車がない場合は借りれないのか。そこについてお聞きします。その3つね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

山王団地につきましては、駐車場整備の補助金をもらっておりません。御存じのとおり、あそこは戸建ちの住宅でございますので、家賃算定するとき、そういう幾ばくかの係数を掛けております。そして、料金を取らない、私は、記憶は定かではございませんが、前、そういう議論があったと思います。今民間アパートも駐車場を取らないというところもございます。取るところもでございます。町内の民間の駐車場がどのくらいかというのは、ちょっと調査させてもらったんですが、最高で町内で、4,320円。民間でございます。そして、全く取ってないところもございます。しかしながら、国のそういう交付金をいただいておりますので、適正な使用料は受益者負担ということで取るようになっております。



そして、3番目の住宅内で自動車を持たない、来客用とか、そういう分で借りたいという人があれば、そのいろんな聞き取り等、書面を出してもらって、最終的には別府団地70台置けますから、借りて、貸したいと思います。そこまで、私想定してなかったものですから、なるべくスペースがございまして、一人でも多くの方に借りていただきたいと思います。一番懸念するのは、近隣の方がここ、いろんな仮に不正ですね、近隣のアパートに住んでいる人がそこに置くという、それが一番私たちは懸念をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、近隣の方がとめることが一番懸念されていると言われましたが、私が一番懸念しているのは、この金額を取る方と取らない方という公平感の話なんです。というのが、駐車場代を払っていなくてもとめることができるんじゃないかなという疑問が湧きます。この駐車場の例えば今回、別府団地は取り急ぎは35台分を整備したのかな、今回、35台分の35件が全員契約すればいいんですが、仮に数件の方が契約していない場合、その駐車場はあくわけですよ。そこはとめれないような措置をするんですか。少なくとも別府団地内にはお金を払っていない方はとめれないようにするんですか。そうしなければ、払っている方と払わない方の公平感というのは大変に問題になると思います。そこについてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

当初、そういう懸念がございましたので、空き駐車場にはバリカー等を設けたらという、そういう話もありましたが、何分、夜間とか、昼間でも、子供さんがそこに足をつまづいたり、そういうおそれがございまして、フラットにしております。その件につきましては、十分住宅管理の係がきちっと対応いたす所存でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、先ほどの是石さんの聞いた質問にまた今度つながるわけですよ。なら、誰の車かわかるんですか。町が車検証なり、この車、この駐車場はこの車を登録しますか何かしない限りはわからないんじゃないです。わかりますかねえ。そりゃ、よそから来た第三者がとめた場合は別ですよ。わからんでしょうから、警察頼むか何かしかないでしょう。少なくとも、でも、その住宅に住まれている方が、お金を払っていない方、もしくは2台とめる方がとめた場合はどうやって判断できるんですか、わかるんですか。それは想定しない。先ほど言ったバリアーの話してました。今度できた県営住宅もバリアーついていますよね。たしか、県営住宅、今、バリアーしていますね。（「はい」と呼ぶ者あり）隣の豊前市もたしか、あれもバリアーしていますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）あれがいいかどうかは私もわかりませ

ん。いいとは思いません。ただ、今言われたように、お金を取る以上、公的資金を投入している以上、特にここは低所得者が住んでいる住宅です。その中で、皆、駐車場代を必要だから払うんでしょ。払わん損が出ていいんですかということを知りたいんです。そこについてお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。（「払い損だ」と呼ぶ者あり）

駐車場を貸すとき、ナンバー等、こちらが把握しております。そして、この位置にはナンバー何の車種まで、多分特定して管理をしたいと思います。中には、そういう方も出るかと思いますが、そこはお互い信頼関係、信義の問題となりますので、先ほど申したとおり住宅管理の上で、きちっと担当含めて厳しく、そういう正直者がですね、（シリ）とするような住宅管理をしていく所存でございます。

○議長（若山 征洋君） はい。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど幸子団地と別府団地の駐車場のところについて、駐車場整備に当たって、国から補助金をいただいているので、受益者負担でとるようになっているといったけども、これは必ず取らないと悪いんですかということが一つと、じゃあ、山王団地との関連性において、山王団地の場合は、その分を住宅使用料の中に加味していると。それは同じ額を加味してらっしゃるんでしょうか。例えばですよ、これ1台分ですよ、この2,500円というのは。そうすると、あそこの山王団地は、少なくとも2台はあそことめられると思うんですね。その辺どうなっているかというのを、町民にとっての公平性というか、というところで、どうかと思うので、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王団地でございますが、御存じのとおり平屋でございます、その土地全部貸しつけております。いろんな土地が広ければ快適性とか、いろんな係数で、その分を加味しておると思います。

そして、住宅使用料を補助金がもらったので、取るべきか、取らないべきかということで、いろいろ県営住宅、右にならえじゃございませんが、調査いたしております。県営住宅も福岡市近辺がマックス4,500円、郡部に行けば2,000円ということで、それぞれ使用料を取っております。やはり、駐車場としてきちっと整備しておりますので、受益者負担ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 答えになってないので、今の私が今から言うのは1回に数えてほしくないんですけど、よろしいですか、議長。

○議長（若山 征洋君） はい、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） いいですか。私が聞いたのは、国から補助金をもらった場合には必ず取らなければならないのかということが一つと、山王団地の場合に、住宅使用料の中に、そのことも加味しているとさっきおっしゃいましたよね。その額は、この山王団地じゃなくて、幸子、別府と同じ額を加味してらっしゃるんですかということだったんです。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

山王団地の住宅、車を受けるスペースということで、私たちがよんでいるんですが、そこに月額幾らをプラスしているわけではございません。その住宅に住まれる、やはり、先ほど申したとおり十分使える土地のスペースがございますので、その分を率として、快適性ですね、快適性があるということで、じゃあ、幾分かの率を含んでおります。

そして、国が適切な管理をしてくださいということで、駐車場があれば、やはり、それなりの管理をしなければなりません。白線が薄くなれば、それを引き直すとか、30年度の予算でも幸子団地の駐車場の白線の引きかえとか、そういうものを計上させていただいております。やはり、そういう上で、駐車場管理にも、管理も幾ばくかの費用がございますので、駐車場を使用する人とししない人の差、そういうのを加味すれば、当然駐車場として取るべきと私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の課長の答弁から言えることは、必ずしも取らなければならないというふうにはなっていない。町としては、今おっしゃった、これからの整備のこととか、借りない人との関係からも含めて取るべきだというふうに町が判断したということですね。

それと、もう一つ、山王団地のことについては、必ずしも駐車場がそこにあるからということではなくって、そこに少しの土地があり、快適であるというところで、快適性があるというところで、幾分か加味しているということですね。そういうことですね。それでいいですか。今の課長の答弁。ちょっと待ってください。それと、私今2回目ですよ。あと、幾つか、こまごまとしたことなんですけども、第5条のただし書きのところ。町長が公益上、そのほか特に必要と認めるときは、減額する、免除することができるってなっているんですけども、このことの内容についてお願いいたします。が1つですね。

それともう一つは、次、下の6条の3号、駐車場またはその附帯する設備を毀損したときというのがあるんですけど、この附帯する設備というのはどういうものなんでしょうかということと、この文章だけ読むと、これを誤って毀損した場合も、これ取り消されるような感じなんです。その次の7条では、それは元に戻さなければならないというのがありますよね。だから、ここだ

け読むと、いろんな事情で設備を壊したりしたときに、自動的に取り消しがなされるような感じに読んでしまうんですけども、この点どうなのでしょう。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町が使用料を取るのを適切と判断いたしましたので、使用料を取らせていただきます。

そして、5条の公益上という理由でございますが、公益上、いろいろございます。その駐車場で災害とか、そういうあっちゃならないんですが、そういう場合があったとき、その敷地を使う場合もございますので、そういう表示しております。

そして、6条の3号でございます。その附帯する設備というものは、自分たちが今考えて、想定しているのは、故意にアスファルト舗装を掘り起こしたとか、故意に車どめを除けるとか、そういうことを想定しております。車でございますので、その車の重量等で、アスファルトも摩耗したり、車どめも経年劣化でそういう外れやすい状態になるかと思えます。決して、私どもは血の通った行政をしておりますので、そういう利用者にそういう過度な負担はかけたくないと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。最初の町がそう判断したちゅうところはわかりました。もう一つ、私が確かめたのは、山王団地の場合は必ずしも駐車場に値するものがあるとか、あるから、その分を加味しているのではなくて、快適性とおっしゃいましたよね。幾分のスペースがあるので快適であるというところで加味しているというふうに理解したんですけど、それでいいですかということが一つと、それから、6条の6項ですね、駐車場の管理上必要があると認めたときには使用も取り消しとなっているんですけど、これって、何かすごく、きのうまで借りていて、あるとき、管理上必要があるからって取り消されたら、ちょっと、たまったもんじゃないなと思ったんですけど、これ、どういう場合があるのでしょうか。2つお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 山王団地でございますが、議員おっしゃるとおりでございます。

そして、6条の6号でございます。管理上必要があると認めたとき、管理上ですね、来月いきなり町の都合でここはとめられませんかとか、そういうことは想定しておりません。もし、そういうことがある場合、管理上かどうかわかりませんが、そこに災害があつて、そういう一時的な住宅を建てる場合とか、そういうのを想定しております。その他は管理上の必要があるということで、使用の取り消しまではいかならないと思えますが、舗装のやりがえとか、そういうときは一時的に使用はできないと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は今回の吉富町営住宅駐車場条例の全面改正についてのここについては同僚議員の皆さんの真摯ある質問において理解しているので、特に質問はしないんですけども、私が特に危惧するのが、現在も、そういうことはないと思うんですけど、駐車場にとめられる方は非常に善良な、いやいや、普通の町民の方だと、であるって、そんな方いないと思うんですけども、駐車場じゃない、路上にいわゆる通行のところにとめる方が出てきた場合、いわゆるこの住宅条例については、全面改正については大いに今同僚議員の質問において、私も理解したつもりですけども、同時並行的に、いわゆる駐車場にとめてくださいねと、のと同時並行的に、そうじゃないところにはとめないでくださいねという取り組みを今後、そういうことはないと思うんですけども、やられるでしょうか。関連ですね。条例については、この条例の施行については十分理解するところでありますが、駐車場にとめなくて、そういうことはないと思うんですけど、そういう方が出てきた場合には、担当課において、やれますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

議員のおっしゃるのは、道路上に置くという、そういう懸念があるちゅうでございますが、せっかくですね、1戸につき、最終的には2台置ける立派な駐車場整備いたすものでございますので、決して、そのようなことはしないと思います。今回、住宅の募集、もしくは、旧入居者のいろんな説明会においては、きちっとした対応を図ってくれるようお願いをしております。

なお、道路上に置かれることがあれば、そこは警察権力の御協力を願って撤去します。

以上です。（「別府団地のところは」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい、答えます。

幸子団地、間尾団地ですね、ここには御存じのとおり路上駐車をしております。これは道路やなくて、住宅用の通路ということで、これも警察にも再三いろいろ協議してお願いしたんですが、やはり、警察のほうではそこは太刀打ちはできないということで、入居者のマナーですね、その方のそういう町との信頼関係を重視しなければならないということで、チラシ等で十分駐車場に置くようにはしております。そして、間尾団地も駐車置けるような広場、土地が、南側ですね、そういうところに置いている方もいらっしゃいます。そして公園の横にも空き地がありますので、そこに置いてくださいと言うんですけども、なかなか、ドアツードアちゅうことで、降りたら、すぐ家に入りたいたいでしょう。通路に置く人は多いのも現実でございますが、今後も、きちっと住宅管理をする課として、対応を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町営住宅駐車場条例の制定については福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、職員の勤勉手当について、吉富町人事評価制度活用方針に基づき支給を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

本町の職員人事評価制度につきましては、平成26年度、平成27年度の2年間の試行期間、試し行う期間を経て、平成28年度から本格的に運用を開始しているところでございます。

人事評価制度の主な目的は、職員の人材育成、能力開発でございますが、地方公務員法第23条第2項で、人事評価の結果は、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとするとしております。そこで、本町においては、平成29年5月に人事評価制度の活用方針を定め、昇進、昇格、勤勉手当、昇給、分限処分への活用を行うことにいたしております。

この条例改正は、これらの活用のうち、冒頭申し上げましたとおり、職員の勤勉手当への活用を行うため、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、内容の説明を行います。

議案書5ページをお願いします。

あわせて、資料ナンバー1、新旧対照表1ページをごらんください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例、（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「基準日以前6カ月以内」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、改めるとあります。勤勉手当は、勤務成績と勤務した期間に応じて支給をされます。この改正により勤務成績は直近の人事評価の結果を活用し、勤務した期間は基準日以前6カ月以内の期間における勤務の状況によると明文化するものでございます。

「それぞれ6月30日」を「、それぞれ6月30日」に改め、これは「応じて」と「それぞれ」の間に読点をつけるものでございます。

次、同条第2項中「規則で」の次に「定める基準に従って」を加え、とあります。これは現行の規則では、勤務成績に関しては支給割合のみを規定しておりますが、人事評価制度の活用方針に基づき、その支給割合の基礎となる基準を規則に明記すると規定するものでございます。

新旧対照表は2ページです。

同項第1号中「額に100分の90を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては100分の110）」を「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては100分の110）を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「及び扶養手当」を「の月額及びこれに対する地域手当」に改める。とあります。

第2項第1号の規定は、再任用以外の職員に支給する勤勉手当の支給総額の上限を定めるものでございます。

また、第3項の規定は、職員に支給する勤勉手当の基礎額を定めるものでございます。

第2項第1号で、勤勉手当の支給総額の上限は現行では、基礎額である給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合である100分の90、5級以上の特定幹部職員にあっては100分の110を乗じて得た額の総額、これが支給の上限となっておりますが、改正案では、第3項で改正される基礎額である給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に支給割合を乗じて得た額の総額、これが支給額の上限に改めるものでございます。

本町には、現状では地域手当がございませんので、実質的には給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じた額の総額が支給総額の上限となり、結果的には改正前の現行と同じ額ということになります。

一方、第3項では、職員に支給する勤勉手当の基礎額は、現行では給料及び扶養手当の月額の合計額となっておりますが、改正案では、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に改めております。

本町には、地域手当がございませんので、実質的には職員に支給する勤勉手当の基礎額は、給料の月額のみとなり、改正前の現行にある、扶養手当の月額がなくなるということになります。

この結果、支給総額の上限額のほうが職員に支給する勤勉手当の総額よりも多くなります。

予算は、上限額を確保いたしますので、この余剰分、要するに扶養手当分を人事評価の結果に基づき成績が特に良好である職員に対し、加算をするというものでございます。

附則、見出し、（施行期日）第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。

附則第2項は、平成31年3月31日までの間における勤勉手当に関する特例でございます。

人事評価制度活用方針では、人事評価の結果を勤勉手当に活用する年度は、5級以上の特定幹部職員は、平成30年度から、4級以下の職員及び現業職の職員は、平成31年度から活用するというふうにしておりますので、この特例規程を設けております。

資料ナンバー1、3ページの条例読みかえ表（附則第2項関係）をごらんください。

附則第2項の見出し、（平成31年3月31日までの間における勤勉手当に関する特例）第2項、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、一般職の職員の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下であるもの及び労務職給料表の適用を受ける職員について、改正後の一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項、第2項第1号及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」と、同条第2項第1号中「受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「受けるべき額」とあります。

条例第21条第1項及び第2項第1号の読みかえ規定は、改正前の現行の規定に戻すものでございます。

次、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とする。

これは、本則で職員に支給する勤勉手当の基礎額から、扶養手当の月額を外しましたが、30年度においては、4級以下の職員及び現業職の職員は、現行どおり基礎額に扶養手当を含めるとするものでございます。

以上で説明を終わります。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明がありました。

今回のこの条例改正は、いわゆる平成29年から始めた人事評価制度、これをくみするような形にかえるということだと思います。



この人事評価制度について、我々議会のほうで何度か御質疑したこともあるんですが、現状のことがちょっとよくわかりませんので、この2年の試用期間、この今回のこれに加味する部分の評価、先ほど言われたように扶養手当をのけると、なくなると、その分が余剰になってその資金をもとに成績上位者の者に配分するという説明だったと思います。

ということは、その部分に関しての評価が出てきていると思います。

これが、この2年間でどうであったのか、今回、乗るか、乗らないか別として評価制度を入れた場合、どういう形になるのかと、今回の評価制度を入れたと仮定した場合、どれぐらいの差が出るのか、例えば、上がる方は現状よりどれぐらい金額で、誰とは言えないでしょうから、どれぐらい上がるのか、逆に言うところの評価制度によって下がる金額というのがどれぐらいなのか、勤勉手当の部分だけですから、金額がちょっとわかりづらいんで、その辺、わかりましたら説明願います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

平成28年度からこの人事評価制度を導入をいたしておりまして、その活用をどうするかというものを昨年の5月に方針を定めたところでございます。

その方針では、人材育成、移動配置については、29年度から既に活用いたしております。

昇進、昇格及び勤勉手当、これにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり5級以上の特例幹部職員については30年度からこれを導入いたします。

1年おくれて4級以下の職員及び現業職の職員は1年おくれて平成31年度から昇進、昇格、勤勉手当を適用させていくというふうに決めております。

この28、29年度というふうに人事評価を行ったんですが、これは5段階評価で成績をつけます。

5、4、3、2、1となるんですけども、3番目が普通と、期待どおりの成果を上げたというのが3番であります。

4番になると、期待以上の成果を上げたというふうに4番になります。

5になりますと、特に期待以上よりも特によい成果を上げたということで、評価をするようになっていきます。

2の評価になりますと、期待を下回る評価であったと、期待を下回る成果であったというのが2になります。

1になりますと、期待をはるかに下回る成果であったということで、評価をしております。

それをシステム、今、民間業者にシステムを委託しておりまして、その評価結果を、個人個人の評価結果をシステム上で評価をいたします。

その評価は、業績評価と勤務態度評価、この2つの評価に分かれておりまして、業績評価につきましては、年度当初に自分の職務に対して目標を立てます。

自分のこの職務をこういうふうを持って行きますよというふう目標を立てます。それにいかに近づけたか、それよりもいい成果ができたか、もっといい成果ができたかというのを評価していきます。

成績態度評価につきましては、日々の態度ですね。職員に協力的であるかとか、まじめに与えられた仕事を真摯に取り組んでいるかとか、そういった態度に対しての評価をしています。これも5段階評価です。

そういったものを、評価したものをシステムの中に入れて、自動的に点数が出るという仕組みになっています。

さっきの続きですが、上になるほど業績のほうに重点を置いています。

下になるほど、業績よりも勤務、態度のほうに重点を置いています。

そういった形で評価をしております、100点が3なんですけれども、その間を3の人は85点以上115点未満が3の評価ですと。

4の評価の人は、115点以上130点未満。

5の評価の人は、130以上。

2の評価の人は、70点以上85点未満。

1の評価の人は、70点未満というような形でしております。

じゃあ、どのくらい勤勉手当に差が出るのかといいますと、標準、3の方はそのままです。基準額に沿って割合を掛けた額というふうになっております。

4の方は、基準額に100分の5を加算した額以下というふうになってます。

5の方は、基準額に100分の10を加算した率以下となっています。

2の方は、基準額に100分の5を減額した率。

1の方は、基準額に100分の10を減額した率というふうになっております。

そういったふうに人事評価制度では定めております。

上位の5、4は以下というのは絶対評価でございますので、全員が加算された場合、資金、余剰分が足りなくなりますので、そこで配分をするということになりますので率以下というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 何点かお聞きしたいんですけど、このシステムの中に入れ込んでくるんだと思うんですけど、それを見定めるのはどなたなんですか。

その職員の場合、それから幹部職員とか、課長さんたちの場合は、誰がどうするんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず第1次評価は所属の課長が行います。

第1次評価を行った結果を課長全員が集まって、評価の適正化会議というものを開催いたします。

課長によっては、甘い、辛いですね、甘い課長もいれば、評価のつらい課長、辛い課長もあらわれてきますので、その適正化会議の中でそれぞれの評価について甘辛を調整するというようにしております。

その評価を受けまして、第2次評価者、これは副町長でございますが、今、副町長が不在でありますので、総務課長が第2次評価をいたしております。

以上でございます。

課長の評価は副町長が行います、1次評価はですね。

なお、教務課長は教育長が1次評価を行いますが、他の課長は副町長が行います。

副町長が今不在ですので、総務課長が行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 副町長がいないから総務課長がすると、じゃあ、総務課長の評価は誰がするんでしょうかというのが1つと、それから例えば同じ給料の人がいますよね。

同じ給料の人が5段階評価の5の場合と1の場合、ちょっと計算が100分何とかというのはわかったんですけど、具体的に、例えば数でどのぐらい、何万円とか、どのぐらいの差ができるかちょっとイメージしたいので教えてください。

それから、もう1点、扶養手当を除いて、その分がその人事評価による差により大きく反映することになるとおっしゃったんですけど、それはもうこの法律上、そうせざるを得ないっていう感じなんでしょうか。

その2つをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

総務課長は、じゃあ誰が評価するのかということでございます。

今、副町長が不在でございますので、この評価のする基準によりますと、調整者が町長というふうになっておりますので、私の評価は町長にお願いしたいというふうに思っております。

それと、金額なんですけど、ちょっと今、すぐに用意しておりませんでしたので、出せませんが、

勤勉手当が30万円だとしますと、その5%ですね。その5%になります。

一番いい人は10%以内というふうになります。

成績の悪かった人は、5%、そのまま引かれます。10%引かれます。これは、もう以内ではありません、5%、10%になっています。

最後に、法律上しなければいけないのかということですが、先ほどの条例の説明の中で申し上げましたが、地方公務員法の第23条第2項で人事評価の結果は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとしてされておりまして、法律上、しなければいけないというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、課長が評価、態度評価っていうか、その評価を、課長がその担当の課長がして、そしてそれを課長グループっていうんですかね、そういう中でもう1回やると、そしてそれを今度は副町長なんだけれども、今は総務課長がっていうシステムでしたよね。

単に課長だけが判断するっていうことではなくて、そこでは若干の客観性はその評価のですよ、その評価の客観性を保つために、生み出すために努力はなされていると思うんですけれども、果たしてそれでその職員の皆さんのそういう評価が本当に客観性というところで保ててるのかなと、私は疑問に思うんですけれども、その点はどうなんでしょう。

例えば、2年間試行されたとおっしゃいましたよね。その試行過程の中で問題点があったかと思うんですけれども、どんな問題点があって、そしてそれはどんなふうに対応されてこられたのかをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、期末に自分の目標を立てるときには、課長が課の目標を立てます。こういったふうにとしは向かっていくんだぞという目標を立てます。

それに対して、それぞれ職員が自分の目標を立てます。

その立てた目標については、課長と当該その職員が面談によってこれでいこう、いやもっとやれるんじゃないかといろんな面談を行って目標を確定させます。

そういった面談を常にやっていると、その間に中間評価というのがございまして、年度の途中に年度当初立てた目標がどうなっているかという中間評価、年度途中ですね、ぐらいいに行います。

それも、課長と職員が面談によって行います。

どうなっているんだとか、状況もかわってきますので、この達成目標は若干こうしようとか、

そういったふうな面談によって、そういったものを決めております。

そういったふうに常に面談を職員としておりながら、目標を修正したりしておりますので、今のところ、この業績評価、あるいは勤務態度評価について、特に大きなおかしいじゃないかというような職員からの話ありませんし、順調にいつているというふうに思っております。

試行期間の間に、結構、いろんな問題を改善していきましたので、26、27年度の2年間で改善して、それを改善したものを委員会、代表者、いろんな部署から集まった代表者で検証しあって28年度にじゃあこれでいこうというふうに決まったあとは特に問題は出ておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、同僚議員の説明の中で支給の金額、私も聞いたときに金額は出ないということで、今、同僚議員聞かれても出ないと、一応、簡単に言うと例えば30万円であったら5%上がるとか、下がるとか、10%上がるとか、下がるという説明を受けました。

ここで私、疑問に思ったのが、今回の条例改正の中は、これ勤勉手当に関する部分だったんですよね。

確か、職員のボーナスに当たる今回のこの手当ですが、期末手当と勤勉手当というふうに分かれてたんじゃないかなと、僕、今まで思っていたんですけど、違うのかなというのが確認したいんですが。

もし分かれているのであれば、期末手当と勤勉手当の割合は何ぼやったんですかね。私も、今、疑問に思ったんで5%、そのまま上乘せということは、期末手当と勤勉手当はもう全部含めた金額になるのかなと、ちょっと思ったんですね。

もう1つ、先ほど、この評価するのは誰が行うかという、1次評価が課長であると、2次評価は一応課長会議、適正化会議を行うと、3次評価が副町長、現状は総務課長、総務課長に対しては町長が行うという説明を受けました。

上位者が評価をするという形であると、一般的な企業であると昔はこういう形だったのが、最近の場合は下からの評価というのを受けています。

というのは、いわゆるパワハラ、温床になるんじゃないかと、そういうこともよく言われておりますが、今回、最近、導入したんですからそういうことも十分加味した上でのこういうことなんでしょうが、そういうパワハラ、こういうことの懸念はないんでしょうか。

ちょっとその2点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

期末手当と勤勉手当は分かれております。別々でございます。

これは、毎年12月前に人勸に基づいて条例改正してるときに、随時説明をいたしておりますが、去年の11月末もやはり説明をいたしております。

率は、まず期末手当ですが、これは、30年の4月1日には、6月に支給する分が100分の122.5ですね。これ、一般職です。

12月に支給する分が100分の137.5になっています。

5級以上のものは6月が100分の102.5、12月に支給する分が100分の117.5であります。これは期末手当ですね。

勤勉手当につきましては、先ほど条例の中でも申し上げましたが、両方とも100分の90、6月も12月も100分の90、5級以上は100分の10というふうになっております。（「30万円の中の6対4でしょ」と呼ぶ者あり）私が30万円って言ったのは勤勉手当のみです。（「のみ」と呼ぶ者あり）期末手当を含めると60万円ぐらいでありますので、勤勉手当で30万円もらったとして、勤勉手当の分が減額されると。

上からのパワハラ、これをなくすために面談、あるいは評価適正化会議というものを開いております。

それで、ないように努めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ちょっと確認させてください。

まず、先ほど課長の答弁の中で、扶養手当を廃止して、その分の余ったものを地域手当に分けるという話じゃなかったですかね。違うんですかね。（発言する者あり）

地域手当は今回はないわけですかね。（「まとめてしっかり聞いて」と呼ぶ者あり）

扶養手当を廃止して、地域手当にその分を新設して持って行くとちょっと聞いた、それは間違いですかね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

勤勉手当の基礎額、今は給与月額と扶養手当の月額が基礎額になっております。

この改正によりまして、まず扶養手当をのけますよというふうにいたします。

そして、そのかわりに地域手当及び地域手当、それに相当する地域手当の月額はふやしますよというふうな改正です。これ、第3項の改正になっています。

これが、地域手当をなぜ入れたかと言いますと、国の基準も地域手当が入っております。

もし、吉富町の職員が福岡市に派遣されたとなった場合は、その職員には地域手当がつきます。その職員は給与月額と地域手当の月額が加算されて基礎になりますよということでございます

ので、今回地域手当を入れたということでございます。

ただ、吉富町はそれがないので、今までどおりですよという御説明でございました。

ただ、総額については、今言ったのは個人に払う、勤勉手当、ただ、総額の上限については、扶養手当は含めますよということです。そこが余剰分になるというものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今回の人事評価制度によって、いろいろいい人は100分の5ということで、そういった中でいざ退職するときにその人がずっとこの評価を、5の評価をずっと得たとしますよね。

人事評価制度の中で5の評価を得てずっと定年まで迎えたと、仮定ですよ、そういった場合に退職金というのは、例えば普通の評価制度の3の人と、一番評価のいい5の人の退職金というのは違うんですかね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

基本的に評価は単年度評価というふうになっておりまして、ことし、平成29年度の評価を30年度に反映するということになります。

もちろん、昇級にも反映いたしますので、いい成績を受けた人は、人よりも1号上がることも考えられます。

そうした場合は、当然、退職手当というのは、退職した時点の給料月額で算定されますので、退職手当も上がるということになります。

以上です。

あくまでも単年度評価ということは、そういうことになっております。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。これ多分、総務のほうよね、これ条例が、ちょっと僕も聞けないんで、これもう1回だけ済みません、お願いします。

先ほどのパワハラの話をしたんですが、上位者が評価をするということは、下位の方はやはり言えないこととか、言いづらい面というのが多々あると思うんですが、それに対する例えば匿名の評価制度で、評価というか、何か上に問題がある部分を訴えるようなそういう機会は設けるのか、どうなのかつちゅうのが聞きたかったんですけどね。

わかるかな。意味わかる。わからんか。

先ほど、面談、面談と言われますが、結局、上位者がいるところで下位者というのは意見を本当に全部言えるかといったらなかなか言えないのが現状ではないかと思うんですね。

特にストレスを受ける人間、パワハラを受けている人間、パワハラをする側はパワハラをしてると思っていませんから、パワハラを受ける側がどう思っているかというのはわかりづらいと思うんです。

これを上位者のみで評価をするという形にするのは、私はどうなのかなと、というのが最近の企業では上の評価は下がる、下の評価は上がるというふうにギブアンドテイクという形でやるんですね。

これは、お互いに切磋琢磨するというやり方もあります。

やっぱり上も、下を使う以上は自分も評価が、自分もうまく使わなければ自分の成果にならない、下のものもやはり上に評価されるためにも仕事を頑張りたい、こういうお互いにやることでうまくそこが回っていくということが大体言われております。

もちろん行政に全てが全て、これを当てはめるつもりはないんですが、今回の評価制度、もうこういう形でやっているのだから、かえるとかということではなくて、そういうことも加味しないのかなということをお聞きしたい。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

面談については、職員と課長と2人で誰もいないところで、2人で行っております。

面談の手法、どういったふうに持っていけばいいのかという手法については、管理職、研修を何回も受けております。

そういったことで押しつけにならないように、心がけながら、十分、心がけながら面談を行っております。

ただ、おっしゃることもよくわかります。上司にはなかなか言えないというのはもちろん、私も部下からずっときてますので、少しはあるかもしれませんが、それがないように、ないようにという形でしているところがございますが、そういったことがないように今後もしたいと思えます。

ただ、もう1個ですけれども、下からの評価っていうのは考えなかったのかというものなんですけど、これ実は、試行段階でその決める会議の中でもやはり出たんですよ。

下からの評価っていうのはできないのかっていうの出たんですが、やはりこのスタートに当たっては下からというのまででしたらスタートもできない、ぐちゃぐちゃになってしまうんじゃないかなというような意見もありますし、まずは上からの評価で適正な評価をしていこう、そういった面談をしっかりとやって適正な評価をしていこうということで、こういった形になりました。

そういった形がないようにしたいと思います。



今でも、パワハラとかいうものがよくあれば職員援助システム、EAPのほうにそういったものがあれば言ってくれというふうに言っておりますしEAPも年に1回職員研修を行っています。

その中でパワハラについての研修も何度か行ったことがございます。

そういったところに救済を求めていただければと、私たちのほうにもかえってきますので、そういった形でしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 先ほどの山本議員の質問の中で出てきたけど、私経験者やけれど、組合ちゅうのがあるじゃないかな。

もし、どうしても査定をされた一般の方が不服があるときは、何委員会ちゅうんかな、組合があるんです。職員組合かなんか。

そのトップに申し出ることもできるはずやけな、そういうことを今まで会社やったら労働組合、いろいろ経験してきてますから、そういうこともあります。

それでは、お諮りします。ただいま、議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

それでは、暫時、休憩いたします。再開は11時30分です。

午前11時20分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

#### 日程第4 議案第4号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長、説明。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の6ページをお願いします。

議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本議案は、平成30年度吉富町国民健康保険財政運営に必要な財源を確保するために、後期高齢者支援金等課税税率及び介護納付金課税税率を改正するための一部改正であります。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明します。

5ページをお願いいたします。

第6条は、後期高齢者支援金等課税の所得割額算定税率を2.8%から3%に改正するための整備です。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1人7,500円から8,000円に改正するための整備であります。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額を改正するための整備で、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を5,600円から6,000円に改正するための整備です。

第2号は、特定世帯の平等割額を2,800円から3,000円に改正するための整備です。

なお、特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険制度へ移行することにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人となった世帯でありまして、特定世帯の状態になった月から5年間は、医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が2分の1となります。

6ページをお願いします。

第3号は、特定継続世帯の平等割額を4,200円から4,500円に改正するための整備です。

特定継続世帯とは、5年経過しても特定世帯の状態が解消されない世帯でありまして、3年間は医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が、本来の額の4分の3となります。

第8条は、介護納付金課税の所得割額算定税率を1.7%から2%に改正するための整備です。

第9条は、介護納付金課税の均等割額を1人6,600円から8,000円に改正するための整備です。

続きまして、第9条の2は、介護納付金課税の平等割額を3,700円から4,000円に改正するための整備であります。

続きまして、第2条は、低所得世帯に対する均等割額と平等割額の減額を改正するための整備です。

7ページをお願いいたします。

第1号ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の7割減額を1人5,250円から5,600円に改正するための整備です。

第1号エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額の7割減額を改正するための整備で、(ア)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の7割減額を3,920円から4,200円に改正するための整備です。

(イ)は、特定世帯の7割減額を1,960円から2,100円に改正するための整備です。

(ウ)は、特定継続世帯の7割減額を2,940円から3,150円に改正するための整備です。

8ページをお願いします。

第1号オは、介護納付金課税の均等割額の7割減額を1人4,620円から5,600円に改正するための整備です。

第1号カは、介護納付金課税の平等割額の7割減額を2,590円から2,800円に改正するための整備です。

第2号ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の5割減額を1人3,750円から4,000円に改正するための整備であります。

第2号エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額の5割減額を改正するための整備で、(ア)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の5割減額を2,800円から3,000円に改正するための整備です。

9ページをお願いします。

(イ)は、特定世帯の5割減額を1,400円から1,500円に改正するための整備です。

(ウ)は、特定継続世帯の5割減額を2,100円から2,250円に改正するための整備です。

第2号オは、介護納付金課税の均等割額の5割減額を1人3,300円から4,000円に改正するための整備です。

第2号カは、介護納付金課税の平等割額の5割減額を1,850円から2,000円に改正するための整備です。

第3号ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の2割減額を1人1,500円から1,600円に改正するための整備です。

第3号エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額の2割減額を改正するための整備です。

10ページをお願いいたします。

(ア)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の2割減額を1,120円から1,200円に改正するための整備です。

(イ)は、特定世帯の2割減額を560円から600円に改正するための整備です。

(ウ)は、特定継続世帯の2割減額を840円から900円に改正するための整備です。

第3号オは、介護納付金課税の均等割額の2割減額を1人1,320円から1,600円に改正するための整備であります。

第3号カは、介護納付金課税の平等割額の2割減額を740円から800円に改正するための整備です。

附則において、この条例は、平成30年4月1日から施行し、改正後の税率は、平成30年度以後の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で説明が終わりましたので、御議決をよろしくお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明がございました。今回の件について、若干お聞きしたいことがあります。

これは、法改正か何かに伴って、全国一斉で各自治体市町村が改定を行わないといけないものなのか。

あと、これがなぜ必要になったか、その経緯について、それも含めて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） お答えいたします。

まず、法の改正に基づいて、法の明記された規定において改正するものではありません。よって、全国一律に上げるものではありません。あくまでも平成30年度より広域化になります。そこにおいて、収支を見込んだ場合に不足する財源確保のための税率改正であります。

それともう一つが、必要となった経緯であります。今言いましたように、本町の30年度の収支を見込んだ場合に、税及び一般会計からの繰入金、これ軽減に当たる部分のみなのですが、その財源を確保するための税率改正であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 町の収支、国保会計収支の見込みからということなんでしょう。

確か、以前担当課長は、「国保会計は健全です」と言っていたような気がしたんですが、その件はまた予算もありますので、また後でお聞きしますが、この今回の改定、これはどうなるんでしょうか。この1年間、30年度という言葉が言われていますが、30年度分の改定なんでしょうか。それともそれ以降もまた順次上げていく予定があるのでしょうか。

今回、県の広域化というふうに説明がありましたが、県の広域化ということであれば、県の平均と比較すると吉富町はどれぐらいになるんでしょうか。この上がり率も含めて御説明ください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） まず、今回の改正はあくまでも平成30年度の国民健康保険税会計、こちらのほうの収支を見込んだ場合の不足分に対する改正でありまして、その次、31年度以降、これにつきましては、今ここで改正する、しないは、私のほうから回答することはできません。

それと、県との平均なんですけど、実を言うと平成30年度が各市町村がどのようにするという情報は、つかんでいる範囲でいいですから県にお聞きしたんですが、回答はありませんでした。ですから、今回の改正案に対する吉富町の県内における立ち位置、これについてはちょっと評価することはできません。

ただし、平成29年度で評価しますと、例えば後期高齢者支援金分は、所得割額現行は

2.8%、これに対して県内市町村の平均というのが出てまして、これが2.5%、ですからちょっと高いようにあります。

それと、均等割に関しても、県は平均が7,261円、これに対して現行は7,500円ですから、うちのほうがちょっと高いようにあります。

平等割に関しましては、今度逆の状況になっていまして、県の平均が6,757円です。これに対しまして現行平等割は5,600円です。

それに対する明確な評価というのが最終的にどのような税額になるかという評価はできませんけど、今のような状態であります。

介護につきましても出ています。介護につきましては、吉富町の現行税率のほうが所得割、均等割、平等割とも低くなっているようであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 平成30年度の国民健康保険税率案というのを以前全協でいただいたんですけども、現行の税率で100%徴収できたときの総額、それから改正案での総額、それからこの標準税率での総額がわかればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） まず、収入見込み額はどうしても徴収率がありますので、その徴収率を掛けた後の数字ということで今持っていますので、それでよろしいでしょうか。

まず、後期高齢者支援金を例にとりて述べさせていただきます。

改正前でありまして、軽減額と収入見込み額、徴収率を掛けた後の収入見込み額につきましては、改正前で約3,528万3,000円です。（発言する者あり）もう一度3,528万3,000円約です。

改正後の税率を使った場合を、これもう一度条件として言っておきます。2月23日現在の国保加入者の状況でそれぞれ計算した金額です。つけ加えておきます。

続きまして、改正後の金額です。約3,646万2,000円です。3,646万2,000円あります。

そして最後に県の標準、これを使った場合ですけど、3,675万5,000円約です。3,675万5,000円あります。

続きまして、今、後期高齢者支援金分でありまして、次に介護納付金につきまして説明します。

まず、改正前です。改正前847万3,000円です、約。

改正後、981万5,000円です。

そして最後に県標準の場合が1,026万9,000円です。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の理解では、前の一般質問のときにも、12月か9月か忘れましたが言ったと思うんですけども、要するに今度の県単位化が国保でなされるときに、これから納付金を納めることになると思うんですけども、その際に県のほうが標準税率を言ってくると、それに対して現行の場合と県が言ってくる税率での額との差があまりにもひどいと。

それで、そのために激変緩和措置というんですか、そのために国が県を通して町に支援金というのか、交付金というのかわかりませんがお金が来る。だから、基本的に、理論的には国保税を上げなくて済むというのが私の理解だったんです。

先ほどの同僚議員の質疑の回答の中に、平成30年度をやっていくために、これが必要なんだというふうにおっしゃったんですけども、それは納付金を払うために、それだけの税率を今度上げることが必要だということでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 国保財政を所管している健康福祉課のほうからお答えをさせていただきます。

確かに12月議会のときに、県のほうからそういう措置があるということで、私が答えさせていただきます。

平成30年度市町村一人当たりの納付金額、これが県が示す数字は11万6,430円でございます。そして、町の負担ということで11万2,742円、3.3%納付金のほうが多くなっておりますが、先ほどお答えしたとおり、これ国費等を使って県のほうが補填をしております。

吉富町においては、調整後一人当たり11万2,512円の納付金ということで、99.8%ということで、その伸びは県のお金の、国からいただける暫定措置、負担緩和対策費と、そういうので負担をさせていただいております。

平成30年度国保の予算を組むとき、通常の税率でいくべきかいろいろ議論がありましたが、今の税率でいっても基金から2,700万円の繰り入れをしなければ国保財政が成り立ちません。

御存じのとおり平成30年度から納付金制度になって保険税を町が徴収し、それを県に納付して、県は必要な医療費を町に支出するという、そういう制度になっております。

私が以前にも御説明しましたが、吉富町は県下一の高医療でございます。平成29年度、30年度も高医療ということで県のほうからの指定を受けております。県が示す基準医療費を9.4%高まっております。確かに今回はこういう税率で、上げ傾向の税率になりましたが、やはり給付と負担ということで、給付が下がれば負担も下げる必要がございます。

30年度の国保会計における国民健康保険の割合は15.2%、あとは県からいただくさつき

の医療費に対する支出金ですが、これが71.4%でございます。この負担が15.2%が高いのか、被保険者にとれば少しでも安いほうがいいと思いますが、やはり財政を運営していく上にはどうしても、先ほど税務課長が御説明したその税率で財源を確保しなければなりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のちょっと答えになってないので、2回目にしてください。もう一回聞きます、同じことを。答えになってないです。いいですか、数えないでください。

私が聞いたのは、結論的に聞いたのは、県に払う納付金がありますよね、納付金を払うために今回のこの税率改正が必要なのですかということ聞いています。そういうことです、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） じゃあ、それで岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃあ、その県から示された納付金、それを払うためにどうしても必要ということですか。

そしたら、その激変緩和措置として来る支援金、交付金、これは幾らなんでしょうか。

その2つと、もう一つ、同僚議員の質疑の答えの中に、ちょっと私理解できなかったんですけど、一般会計からの繰り入れに当たる分をどうのこうのという、そこら辺もう一回お願いします。

そして、一般会計からの繰り入れがなくなっていますよね、今。その分を補填するために上げなければならないのならば、なぜ一般会計からの繰り入れをなくしたのか、それぐらいお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほどお答えしました激変緩和でございますが、県が納付金をうちに示します。その示す段階でもう激変緩和をしております。だから、先ほど示したとおり一人当たり11万6,430円、これが11万2,742円ということで、県も各市町村の納付金の金額、一人当たりを出しておりますが、上がったところは従来のあれに抑え、100に近い数字に抑え込んでおります。激変緩和が、うちの役場の特会に直接来るわけじゃございませんで、県のほうに行って、県が先ほど申したとおり納付金で調整をして来る次第でございます。

先ほどの繰入金でございますが、軽減等の法定繰り入れでございます。従前、数年前までは一般会計から独自の法定外繰り入れというのがしてございましたが、やはり特別会計はその特別会計で会計を維持するべきということの判断でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。（「福祉じゃないの」「総務です」と呼ぶ者あり）これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第5 議案第5号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第5号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） では、議案第5号、ページ8ページでございます。御説明いたします。

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）を引用しているため、一部改正に伴い項が繰り下がり、これに伴い町の条例を改正する必要が生じたためでございます。

資料1の11ページをごらん願います。吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

改正前でございますが、15条第1項第2号の同条第9項が、同条第11項に改正されるものでございます。

また議案書に戻ります。附則、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この資料だけだとよくわかりませんが、前後が。要は9条が



11条になったということが書いてあると思いますが、何かどっか変わった分があるんだろうと思うんですが、それは全然変わらないんでしょうか。ただ数字だけ変わったんですか、条数だけが。（「項、項」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、項、項。それをちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

本条例につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）を引用しているため、その法律の項が繰り下がったため、町もそれに合わせて繰り下げるものでございます。

以上でございます。（「そんな説明でいいんですか。項ずれがあったということですか」と呼ぶ者あり）ずれたんはわかったんですが、全然ほかはなくて、9が11になっただけ。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 上西課長、ちゃんと説明せんと。上西課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 認定こども園の分でございまして、この分が先ほど申した引用条例が9項が11項に繰り下がったと、それだけでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 注釈してもおかしいんですけど、確認するんですが、これ同条第9項が第11項に変わったというのは、その上位の法か何かの改正に伴って、9項の項目が11項に下がったことにより、ここを吉富町の条例もそれに合わせて変えましたという説明なのか。それとも、全然違う9項と今まで違う11項を入れかえたという設定なのかによって、全然大きく変わると思うんです。

もともとあった9項をこれは規定していたのに、11項のほうに変えましたということなのか、上位法が9項から11にずり下がったんで11にしましたということなのか、それがわからないというふうに多分聞いているんだと思います。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）ちょっとその辺を確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

同じ内容で9項がございましたが、それが11項に繰り下がったということで、内容的には変わっておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう一度確認します。ということは、町独自による改正部分はないということでしょうか、確認します。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町独自による改正等はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 質問に答えてもらなく、よく理屈がわかりませんから私は保留します。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。異議がございますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第5号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時からとします。

午後0時07分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第6 議案第6号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6号、議案第6号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） 説明いたします。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例につきましては、厚生労働省令で定める基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号を引用しているため、その基準の一部が改正されたため、町の条例を改正するものでございます。

改正内容でございます。資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。12ページとなっております。

第10条第3項第4号でございます。この下線の部分が変更となります。現在、幼稚園から高等学校の教員免許証を所持している者となっている者が特別支援学校教諭免許状等もこれを有する者も対象者に入れるということでございます。

その下の第10号でございますが、中卒者について放課後児童支援員となれるよう基準を定めるものでございまして、号を追加いたします。5年以上放課後児童クラブでの実務経験がある者について放課後児童支援員となることができるようにするための改正でございます。

また11ページに戻ります。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今説明がありましたが、10条の改正の分についてもう少しわかりやすくなぜこの項目を追加されたのか。今までなかったものが新規にここ入るわけですから。（発言する者あり）違うか、10条の（10）か。

並行して、これは上位に法か何かがあってそれに基づく改正なのかどうか。その中にはこういう文言も入っているのかもあわせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

第10号については、新設ということで新しく入っております。先ほど御説明したとおり、中卒者についても放課後児童支援員となれるような改正措置でございます。

以上でございます。

先ほど申したとおり、厚生労働省令で定める基準が一部改正されたものでございます。

以上でございます。（「ここにはこの文言は入っていないのね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 改正によりこの号がつけ加えられたものでございます。（発言する者あり）10号が新しく入ったという（発言する者あり）省令に10号が新しくつけ加えられたということでございます。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 質問は今さっき新設されたっていったんで、これはいわゆる町独自のものなのか、いわゆる上位に何か法なり条例なり省令なりがあって、そこにこういう文言があるんで、それを町が入れたという意味なのか、そこの部分も確認したい。

と1点、先ほど説明で中卒者という説明があったんやけど、中卒者というのは何なのか。一般的には中学校卒業程度のというふうに取りかかないんで、この中卒者というのが、これ教育に従事する側やけえここを途中で卒園したとかそういう意味じゃないと思うんやけど、ちょっとそこの部分の説明もあわせて求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 中卒者、中学を卒業した方ということ。今まで放課後児童支援員となられませんでしたけど、先ほど申したとおり、5年以上補助員をお勤めになればそういう支援員になれるということで、この分が新しく追加されたということでございます。10号。今までは9号までです。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 国の法律に何かうたい込まれているのか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほども申したとおり、国の省令でそれが定められたもので、それに倣ってうちの町も改正いたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） それでいいんだな。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 確認のためにお尋ねします。

新しい改正案について該当する方には、年齢制限は設けられているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

国から来た通知を見ると、年齢制限等は入っておりませんが、そこそこのクラブ、運営するクラブで職員体制で年齢制限があるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ10項のことなんですけども、町長が適当と認めた者というのがあるんですけど、これはどういうことなんでしょうか。同じように中学卒業して5年以上従事して、それにプラスして、町長が適当と認めた者というのは、何か要件があるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

まず、放課後児童健全育成事業です。放課後児童クラブを設置する場合、町に届け出がございします。その中で人員を町がチェックいたします。そして補助員で5年以上あれば通常は支援員として認められるということでございます。

以上です。（発言する者あり）

だから、5年以上放課後児童健全育成事業に従事する、通常補助員ですね。補助員を5年以上勤めた方が、町長が認めれば支援員になれるということでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） だから、じゃあ、町長が適当と認めない例ちゅうのは何かあるんですか。どういうことですか。

○議長（若山 征洋君） 上西課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 通常運営するうちの町の場合は直営でございますが、中には社会福祉法人、NPOそういう会社組織ですか、そういうところが経営しているところがあります。町内に放課後児童クラブを運営する場合は、町に届け出をしなければなりません。その中で支援員が何名とかそういう届け出があると思います。その中で5年以上そういう経験がある人も支援員となることができるちゅうことです。特段の何かが、まあ、通常は5年以上すれば町長も認めると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第6号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第7. 議案第7号 吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第7号吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

議案書12ページでございます。

議案第7号吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

平成30年4月1日より、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備が施行され、その中に住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いについて示されております。吉富町後期高齢者医療に関する条例で規定する第3条中「保険料を徴収すべき被保険者に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2」の規定を追加するもので、これは国民健康保険法第116条の2項の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合、特例を引き継いで従前の住所地の後期高齢者医療の保険者とするため、これに従い町条例を改正する必要が生じたための改正でございます。

では、資料ナンバー1のページ13ページからごらん願います。

下線の分が改正でございます。この説明を詳細に今からいたしますが、まず、最初に住所地特例でございますが、今のところ国民健康保険法では住所地特例がございます。隣の町の方が吉富町に転入し、引き続き福祉施設若しくは障害者福祉施設に入所する場合、その保険者は従前の町が持っておりましたが、その方が75歳の後期高齢者になるとその住所地特例が後期高齢者に限り住所を定めたこの吉富町の今度被保険者になります。これは、障害者施設、介護保険施設も同等でございます。それに今回の先ほど申したとおり平成30年度からの制度改正に伴う、これは均一化するものでございます。まあ、吉富町では5名の方が今、他市町村の方が住所地特例で該当しておりますが、4月1日からは国民健康保険で住所地特例であった方は引き続き後期高齢者でも住所地特例ということで、以前にお住まいのこの市町村が保険者となる。この改正でござ

います。

14ページでございます。

附則でございますが、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例でございます。この被保険者は社会保険であった者が国民健康保険の被保険者になったときの保険料の特例を示しております。これは現在のところ当該者がございませんので、これを削除いたします。

以上が改正の御説明になります。審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今いろいろと説明がありましたが、単純化すると上位の法改正に伴う下位の条例なり何なりがいろいろと変わったと、そのところに住所地特例に関する部分が変わったからというそれに伴う条例の改正というふうに聞いたんですが今聞こえたんですが確認します。法改正いわゆる上位にあるものの改正に伴う改正であり、町独自の部分があるのかないのかをちょっと御確認いたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

上位の法律の改正に伴う改正で、吉富町として特段別に定めた条文はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第7号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第8号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第8号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、3ページ、4ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計補正予算（第6号）に関しての質疑を行います。

今回3月の補正予算ということで、あらかじめ29年度も終わりに近づき最終的に調整を図るべき補正予算かと思えます。その意味で4ページ、歳入合計のところで今回6,700万円という形で減額修正を行っております。現時点での決算見込みはどれぐらい何でしょうか。今回出したのが大体何割ぐらいなのかちょっとその辺についてお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

確かに現在まだ3月の途中というところで、決算については基本的にはつかめていないという状況ではございますが、今回補正の額としてマイナスで約6,700万円というような額が上がってきております。これから推察いたしまして、例年並みの決算の額になるのではないかと。歳入及び歳出の差し引きの額につきましては、例年に近い額ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出5ページ、6ページ。

7ページ、第2表繰越明許費。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第2表繰越明許費補正が上がっております。こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

8款2項道路橋梁費、事業名土屋地区道路拡幅事業について繰越の説明をいたします。

道路橋梁費2,400万円につきましては、社会資本整備交付金狹隘道路整備事業として交付金決定を受け道路拡幅工事を実施するものでありますが、計画区内の用地買収に係る売買契約に当たり税務署との事前協議や施工予定区域内にある家屋解体等に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから繰越明許の措置とさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その次の9款消防費1項消防費、町道居屋敷石倉線防火水槽設置事業831万9,000円でございます。土屋地区道路拡幅事業に伴い設置する地下式防火水槽でございます。土屋地区道路拡幅事業が明許繰越いたしますので、本事業も全額繰越明許費補正を行うものでございます。



以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に8ページ、第3表債務負担行為補正。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この減額補正の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

ごみ収集運搬業務であります一般廃棄物収集運搬業務委託につきまして、入札業者を5名指名いたしまして昨年の12月7日に入札会を行いました。その結果の平山産業株式会社が落札し、落札金額は5,521万2,000円でありました。それに伴いまして債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。限度額につきましては、落札金額に消費税を加算した6,018万3,000円を限度額といたします。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この仕事を入札にかけるといふか、そのときに何か条件ってあるんでしょうか。例えば、私の印象なんですけども、以前だとごみの収集のときに、ずっと昔です、3人の方が1台の車に乗ってしていらしたんですね。今はもう平山さんの場合1人でやっていらして、車に乗って。見ても本当に必死でやっていらっしゃって大丈夫かなと思うようなことがあったりとか、夏場に以前だと、まだごみ取りに来ていないなと思うことなかったんですけど、夏場にずっと放置されているというようなことがときどきあるんですね。安くてできるということはいいかもしれないんですけど、無理じゃないのかなあとか思ったりすることがあるもので、この事業をその入札にかけるときに、こういう内容でしてくれというようなものがあるのかなと思ったんですけどどんなでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

業者の選考条件につきましては、まず、吉富町の一般廃棄物の収集運搬の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬の営業活動を行っている業者、そして2番目に、受託業務を遂行するに当たり施設及び人員を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有して、過去の入札指名を受けた業者ということで、そういう関係で5業者を選定しております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目。

○議員（8番 岸本加代子君） そうではなくて、その仕事の内容で例えば何時までに何カ所のごみを収集するとか、何かそういう細かいことが、だって業者はそれができるかどうかということを考えて額を決めるわけでしょ、何人雇うとか。そういうものは何かあるのかなと思ったんです。

そこら辺いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

ごみの収集時間ですけど、朝の8時30分から清掃センターに16時までに搬入できるということをお願いしております。町内にごみステーションが125カ所ありまして、その125カ所を回っておりますので、収集業者の方が都合よく4時までに搬入できるような工程を組んでおりますので、時間帯によっては夕方の昼からになるところもありますけど、ともかく4時までに清掃センターに持ち込んでもらうという条件でお願いしております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっとお聞きしよって、始まって1年、入札結果による残額の減額補正ということでした。今5者でやられて、一応こちらの条件としては8時半から4時までの搬入ができる業者であることということだったんですが、例えば、まあまあ始めて1年たっていますけど、その間にここの評価というかいわゆる町民からの苦情そういうのがあったのかないのかと、過去に比べてどうやったのか何かその辺がわかるんなら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

今、平山産業株式会社がこの業務委託を行って平成21年度からずっと平山産業であります。当初はなれていないということで若干苦情等はあったんですけど、今現在はもう業務に熟知しておりますので、もうそういうようなトラブルも苦情も減っております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

9ページ、第4表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債の補正についての説明を求めます。減額補正と増額補正がありますので説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

順にですが、第4表地方債補正でございます。変更でございます。

まず最初に、公営住宅建設事業債につきまして、補正前の限度額ですが5億1,080万円を1,050万円減額いたしまして5億30万円とするものでございます。この内容は、町営の別府団地建設事業につきまして、実際の事業量に合わせまして今年度予算額を減額補正することに伴いまして、その財源であります起債についても減額をするものでございます。

次に、公共事業等債でございますが、これにつきましても補正前の限度額1,310万円を

810万円減額いたしまして500万円とするものでございます。内容につきましては漁港施設工事です。漁港の物揚場の改修工事になるんですが、これが未実施のため全額減額補正になったことに伴いまして、これに伴う財源としての町債も減額するものでございます。なお、500万円という金額が残っているわけですが、これにつきましては狹隘道路整備事業費の分で残っているわけでございます。

次に、緊急防災減災事業債についてなんですが、補正前の限度額4,040万円を1,750万円増額いたしまして5,790万円とするものでございます。内容につきましては土屋地区の道路整備事業の単独事業分が緊急防災減災事業債の対象になったことから、事業費のほぼ100%に近い額、金額でいきますと2,190万円を追加で起債をしております。また、マンホールトイレの設置事業及び県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業につきましては、この2つにつきましてはそれぞれ事業費が減少したことに伴いまして、起債額合わせて440万円を減額いたしております。先ほどの2,190万円の増額とこの440万円の減額を差し引きいたしまして、その差分1,750万円が今回の増額となっているものでございます。

次に、水道事業一般会計出資債についてですが、補正前の限度額7,010万円を900万円減額いたしまして6,110万円とするものでございます。内容につきましては、京築地区水道企業団が実施する伊良原ダムの建設事業及び町の水道事業会計が実施しております第2、第3配水池の更新事業への出資金に係る起債でございます。事業費の確定に伴いまして出資金の減額ということになりましたので、その分も合わせての町債の減額ということでございます。具体的には、水道企業団分がマイナスの850万円、それから町の水道事業会計分がマイナス50万円というようなことになっているわけでございます。

最後ですが、一般ほ場施設整備等の事業債というようなことでつきまして、補正前の限度額3,000万円を580万円減額いたしまして2,420万円としているものでございます。これにつきましては、界木地区ほ場整備事業の今年度の事業費の事業量の減と、あと国庫補助金額につきましては増になったというようなことで、そういったものを調整いたしまして、町債を今回減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明を受けました。一つちょっと今まで確認していなかったことがあるんでお聞かせください。

この債権に関して今回補正をかけて減額にする。これによって将来的に返す金額が減るわけですが、逆に、例えば当初予算で出ていた債権、途中で補正にかかった債権、他々いろいろあるんですが、これを今ここで減額して3月二十何日で可決されるわけですが、それまでの期間の利率

利息というのは発生しないのか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今、説明いたしましたおのこの起債なんです、これにつきましては、借り入れはまだ行っておりませんので、この後、年度末に向かったの借り入れもしくは年度を越えての借り入れになるかもわかりませんが、そういうことになりますので今現在そういったことは発生しないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、10ページ、事項別明細書、総括、歳入。

11ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、12ページ、13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入について地方債、こちらの地方交付税、特別交付税です。この交付税は確定による予算化ということよろしいのでしょうか、どうなのでしょう。先日12月議会では、100%確定で若干約数百万円ぐらい残っているというような説明を受けていましたが、これが残り全部を出してきたのかなど、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回は、補正の財源として地方交付税ということで特別交付税を計上させていただいております。実際はまだ額は確定されたわけではございませんが、見込みの額として留保がありますが、その一部を今回も補正財源として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 民生費負担金のところの一番最後の放課後児童クラブ保育料の減額なんですけど、今子供たちが一体何人いるのでしょうか。それから4年生以上が何人いるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

直近の人数でございますが、120名の定員に対しまして103名でございます。ほぼ1年から3年までがほぼです。人数はここではちょっと把握しておりませんが、5年、6年は数名というところでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく民生費負担金で、上から町立保育園保育料が減額、昭和保

育園が増額、わかばが減額、町外私立保育園保育料が増額というふうになってはいますが、その増減の説明をちょっとお願いできますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

町立保育園でございますが107名、昭和保育園は113名、わかば乳児保育所は50名、町外私立保育園は17名でございます。当初予算を組んだときよりかなりの減額になっております。理由といたしましては、3歳未満児の場合ゼロ円から4万9,100円、3歳児以上がゼロ円から2万8,800円、4歳児以上はゼロ円から2万5,200円でございます。例でございますが、3歳以下の場合で当初4万9,100円掛け12カ月分掛けの人数を算定いたしておりますが、それが入所によりいろんな階層がゼロになる場合は全く保育料が入らないということで、なかなか保育料、当初予算から推定するのは難しい作業でございます。今回の数字は1月当初の調定から見込額を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 分担金で、介護予防事業分担金で減額205万2,000円か、こちらの説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

介護予防事業費の任意事業、包括支援事業費分、これ、包括支援センターに係る事業でございます。この分で後ほどまた歳出のところで挙がってくると思いますが、人件費等の減額、それと介護予防の日常生活支援総合事業の委託料、事業への利用者が少なかったこと等が挙げられております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その辺はまた再質問で聞きましょう。

12款使用料及び手数料で、土木使用料、上から順に減額になっているんですが、町営住宅分、漁港使用料分と町営住宅駐車場使用料、この辺についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

ただいまの町営住宅は管理戸数143、政策的な空き家が21、空き家が16、入居している戸数でございますが106でございます。御存じのとおり町営住宅は、最低の家賃が2,800円から一番上は4万8,900円という使用料の設定となっております。これに伴い当初予算より

やはり空き家が多いせいで減額となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、漁港使用料について減額の説明をいたします。

船舶の使用につきまして、町内に2件、それから町外1件、それからその他1件が廃止届けがされました。それと新規が町内1件、それから町外2件、それ以外に目的外使用としまして土砂の仮置場として占用したものとその差し引き減額分が9万1,530円、追加分が6万5,973円、差し引き2万6,000円の減額となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 住宅共益費、駐車場使用料でございます。

いずれも幸子団地の入居者の分でございます。先ほど申したとおり、幸子団地、空き家が目立っておりますので、それに伴う共益費の減となっております。また、駐車場でございますが、現在直近の契約は22台の契約となっております、半分も満たらないというふうな台数となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと説明を受けたんですが、これ、何をお聞きしたかったかというと、今一方では、山王団地、別府団地というふうにもともとは低所得者、住居のない方のためにつくるということをつくっていましたが、実際には一方で16室あきがあり、先ほどの駐車場条例でも言ったように幸子団地は50台駐車場があつこあるんじゃないかなと思うんですが、そのうちの22台しか契約がされてないという、こういう状態になっているという、これについて、今後、収入、歳入を当初予算からこういうふうになるということは計画上問題ですよ。

ここについて今後どうされていくのか、何か対策をとられるのか。例えば、空き家については、今はたしか以前のように申し込み順で入るんじゃないですよ、ある一定時期に、ある一定戸数が空きが出たときに、抽せんか何か行って入るような形になってますよね、なったと聞いてますけど、こういう空気を入れてる間に、こういうふうになる町の貴重な税収が失われていることに関して、何らかの対策をとる予定はないのでしょうかというのが、まず1点、こっち、住宅に関しては。

2点目、漁港使用料についてですが、前議会のときにちょっとお聞きしたんですが、あそこは、今、浚渫をされてないことによって、プレジャーボートとかいうものですか、遊覧船というんで

すか、ちょっと私、船のことよく知りませんが、その方々にはとめさせるためだけの料金と言っていました。出入りできないことで、何らかの、あれが7月ぐらいからですから、約半年分以上かな、何か係留費に割引をしたとか、何かそういうものが入ってこうなったのか、ちょっと私もわからなかったんで、そこをお聞きしたかったんですが、そういうのはしなくてよかったのか、その2点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 公営住宅の空き家対策でございます。

先日の特別委員会でもお話したとおり、幸子団地につきましては、大がかりな改修が必要と思っております。募集の方法、今、いつからいつまで募集期間ですよと定めておりますが、それも随時という方法もございますが、ことし、新年度、県のほうとも交渉して、早急にそういう補修、修繕対策ですかね、それを図っていきたいと思います。

募集しても、なかなか現地を拝見したとか、する場合、一番のネックになっている風呂場が狭いとか、設備が老朽化しているということで、広報を見て、他市町村の方は住宅を拝見してもらうんですけど、やはり今どきの住宅程度の設備がないと、なかなかこれは埋まらないと思います。先ほど言ったとおり、特別委員会で述べさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 航路の浚渫に伴って、遊漁船が航行できないということで減額かということでございますが、減額についてはしておりません。

潮待ちで出港または帰港の時間が制約がございますが、全く出港、帰港ができない状態ではございませんので、減額については実施しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 12款使用料の2項国庫補助金で、臨時福祉給付金事業を昨年やられたわけですが、この減額になった理由と、結局、何人支給されて、その後、いわゆるもらわなかった方、理由があり、いわゆる拒否された方とか、何かそういうのがありましたら、そういう数字をちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

臨時福祉給付金でございますが、1万5,000円掛け1,294名の方に支給させていただいております。当初予算より、予算を多めの推計をしていたものから、こうやって減額しております。

受け取らない理由は、この制度に共感できない方とか、いろんな個々の考えの方がいらっしゃいます。担当は再三勸奨して、ぜひせっかくの機会ですからもらってくださいということで、お声かけてしてはしましたが、やはり申請主義でございますので、そういった方が申請はされておられません。

以上です。（「人数は」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 人数でございますが、対象者、ちょっと待ってください。

（「委員会のときでも答えてもらってもいい」と呼ぶ者あり）委員会で答えさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、お聞きしたかったのが、吉富に対象は今回何名ありました。で、支払いできた方が何名です。受け取らなかった方が何名です。最終的に、所在不明な方が何人いましたということが聞きたかったの、だから、ちょっとそれは委員会でいいんで、また調べとってください。いいですか、議長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長、いいですね。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。

○議長（若山 征洋君） 次に、15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国庫支出金、国庫補助金について、これら減額になっております。ちょっとこちらについての説明を求めます。上から順に、簡単で結構です。主だったものだけでいいです。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

減額の91万2,000円でございます。これは子育て支援事業に対する国からの3分の1の補助金でございます。この分について、事業減といいますか、費用がその分かからなかった分で減額をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 循環型社会形成推進交付金につきまして説明いたします。

浄化槽設置に伴います国からの交付金でございます。平成29年度は5人槽3基、7人槽2基ということで、それに伴いまして交付金の減額を127万円しております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 社会資本整備総合交付金、町営住宅分でございます。



これは長寿命化に対する金額がプラスの139万円、建設に対する交付金が減額315万5,000円ということで、差し引き171万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 4目の教育費補助金になります。1節の教育費補助金で、要保護児童生徒援助費補助金から幼稚園就園奨励費、特別支援教育就園奨励費補助金につきましては、事業実績の増減に伴います増加あるいは減額ということになっております。

一番下、4つ目の文化財保護費の補助金です。こちらにつきましては、古表神社の乾衣祭の習俗調査に伴う国庫補助でございます。当初予算で総事業費300万円の補助率2分の1ということで100万円を計上しておりましたが、国においても2分の1の補助率ではありますが、予算補助のため、200万円に対して2分の1ということで150万円予定していたものが、50万円減額で100万円になりましたので、今回、50万円を減額いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金で、システム整備補助金で総務省分8,000円の減額です。

これはマイナンバーカード、住民票の旧姓併記に伴います電算改修整備補助金であります。当初、人口1万人以下の自治体は166万円の交付となっておりますが、電算改修費が165万2,400円となったことに伴います減額補正で8,000円をしております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 同じく2節の地方創生推進交付金でございます。マイナスの202万8,000円でございます。これにつきましては、女子集客のまちづくり業務委託契約の額の確定に伴いまして、その不用額分を国庫補助分として、これの2分の1を落としている分でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目農林水産業費補助金、1節の水産基盤整備事業費補助金で水産物供給基盤機能保全事業費補助金800万円、これにつきましては、漁港の物揚げ場の改修としての補助であります。昨年来の漁協との関係もありまして、今年度は実施しないということで減額するものでございます。

次に、2節の農業費補助金、農地耕作条件改善事業交付金600万円の減額につきましては、

現在、事業を進めております界木地区の今年度の事業費が確定しまして、補助金4,450万円に対して補助の額が3,850万円と確定いたしましたので、600万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、交付金、補助金についてのちょっと説明を受けました。

うちの町は、以前から、前会計課長さんも言われていたように、交付金をうまく使って財政をやりくりやっている大変いい町だと言ってたんですが、その交付金を今回ちょっと今お聞きした中では、6目の農林水産業費補助金で水産物供給基盤機能保全事業補助金、これが800万円を今回減額ということは、もらえなくなったということだと思っんです。今の説明だと、やらなくなったという説明でしたが、ちょっとこれ、私、知らなかったんですが、この補助金というものは、今回もらえなくなるから多分これを返すというより、減額にするんだと思っんですが、例えば、来年これをやるときに、この補助金というのはそのままつくものなんでしょうか、ちょっとそこをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この事業につきましては、県あるいは国へ補助申請をして、それが採択されて初めて補助がつくものでございます。

この補助を申請するかどうかにつきましては、現段階では未確定でございますが、申請の内容が事業に該当するものであれば採択され、補助がつくものというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうなんですか、申請をすればすぐに出るというものなん、そうやって、以前、ちょっと私も企画課長からお聞きしたら、何か補助申請とかそういうものというのは、かなり前の時点で出さないと補助申請の対象にならないというようなことをお聞きして、何か上程された議案を何度か審議したような記憶があったんですが、これ今の説明だと、来年に入って「はい、しますよ」と言ったらもらえるというような言い方に聞こえたんですが、じゃあ、大丈夫なんですね。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、先ほど山本議員言われましたように、補助事業というのは前年に概算要望、それから補助要望、その中で事業の審査を受けて、翌年度、補助を受けるかどうかというのを確定し、補助を受けられます。

私が今言いましたのは、例えば、国の補正があったであるとか、そういった場合は当該年度で

もつく場合がございますが、基本的には前年に概算要望、補助要望をして、翌年度に採択されれば補助がつくということで申し上げた次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ箇所なんですけれども、物揚げ場の改修とおっしゃいましたっけ、これは29年度に必要だから、これは改修する必要があるというところで予算化されていたわけですよ。

でも、必要じゃないというふうに思われているんでしょうか、今までいろんなことを議論してきましたけど、そういったものとは関係なく、漁業にとってこれは必要じゃないというふうに思われているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 物揚げ場の改修工事につきましては、漁港の機能診断をした結果、クラック等があるので、そういったものを改修をということで、29年度に改修の予算として国の事業として申請をし、補助を受けることができました。

ただ、減額のときに説明しましたように、昨年7月の漁協との関係もございまして、漁港施設の改修につきましては、今年度は実施しないということで減額の補正をするものでございます。決して必要ないというものではないというふうには、私は認識はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと確認します。

こうして必要なんだということでヒアリングを経た後の結果、必要性を認めていただいて予算化できたんだろうと思うんですが、それを実施しなかった、いろんな理由はあるでしょうが、しませんでしたと、その場合に、また必要だと言うて出したときに、その前の、要するにペナルティみたいなのはないのかなと思いますが、いかがでしょうか、同じように出せるんでしょうか、もらえるんでしょうか、見込みありますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） ペナルティがあるかどうかというのは、現段階ではわかりませんが、きちんと必要なことっていうのは、どんな事業につきましても説明をし、必要ということを改めて県に説明して、その内容をもって県が国に要望するということになるだろうと思いますので、私の中ではまだペナルティを含め、補助がつくかどうかというのは、ちょっとお答えしにくいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、16ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 県支出金の補助の中で、民生費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金3分の1、これがちょっと130万円ほど、今、減額になっているんですが、これ、先日の議会だったのかな、委託するというようなことをお聞きしていたものの関係だと思んですが、これは問題なく4月から始められる体制ができたのでしょうか。ちょっとその辺についてお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） おかげさまをもちまして、必要な人員の確保はできて、今月、保護者説明会を開催して、4月1日からきちっと対応をさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

次、17ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 15款財産収入、利子及び配当金です。こちらが523万3,000円減額ということになっておるんですが、この金利の減額の説明と、当初予算時にもちろん補正も入るわけですが、この時点では何%で計算されていて、現実的には大体何%になったのか、これ、おおまかな、一個一個は違うでしょうから、大体どういう形で計算し、実質はどうだったのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） おのおのの基金がありますが、まとめて企画財政課のほうで回答させていただきたいと思います。

当初予算におきましては、実際の利子の見通しが立たない状況でございますので、積み立て側の歳出予算のほうを確保するという意味で、当初、0.3%で当初予算は計上してございました。

今回は現状に合わせましたので、減額補正をしたものでございますが、当初の0.3%に対しまして、大体のところなんです、約0.1%も満たない程度の金利になったような感じになってございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 16款寄附金、一般寄附金と、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金、こちら2つが上がっておりますので、こちらの説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、一般寄附金でございますが、今回、補正として50万1,000円を計上させていただ

いております。実際の2月末現在での数字ですが、金額としては50万2,053円の一般寄附金がございます。これは昨年の12月に、町内在住の方の匿名ということで寄附をいただいたものでございます。

次に、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金として、今回、155万4,000円の増額の補正をさせていただいております。これにつきましても、2月末現在の合計の数字としましては155万5,000円の応援寄附金をいただいております。人数にしましては6人で、件数にしましては11件のところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 17款繰入金で財調の繰り入れ、こちら減額になりますが、この減額の説明と、これに及ぶ、例えば金利に及ぶ影響ですとか、例えばこれを今回戻す形というか、使わなかったという形になるのかもしれませんが、これに対する利息とかそういうものはいいのか、先ほどの件ともあわせてちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

基金の繰入金でございますが、1節の財政調整基金繰入金として、マイナスの6,159万5,000円ということでございます。今回の最終補正を組む段階において、かなりの歳入予算のほうが増加したというか、歳出が絞られたといいますか、そういったことによりまして、当初の基金の崩し額よりも大幅に減少できるようになりまして、この金額になったわけですが、実際のところ、公共下水道の基金がございまして、そこにつきましても一般会計のほうから繰り入れるというようなことで、基金のほうに繰り入れるというようなことを毎年行っておりまして、実は上下水道課との協議によりまして、公共下水道基金の繰り入れといいますか、基金を取り崩す額としては、大体、毎年実績として2,000万円程度の取り崩しをしていきたいと思いますということで話をしているんですが、実際、今、下水道の基金の取り崩しの額が1億3,600万円程度崩すようになってございますので、かなりの金額が取り崩しになりますので、先ほどの取り決めにのっとり、約1億2,000万円を上下水道課の下水道基金のほうに入れたいと思っておりますので、そういったところも勘案して、それでも一般会計のほうに入れるはずだったお金を入れなくて済むというような形での、この6,159万5,000円の減額というわけでございます。

これについては、金利につきましても関係のないことでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 19ページまで、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出、20ページから。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 総務費の委託料の中で、職員ストレスチェック業務委託料というのがあるんですが、こちらは28年度から始まったのかな、ちょっとこちらについて減額の説明と何名ぐらいのこの利用者があったのか、これ、労基法により何かしないといけなくなる、義務づけられたとか何かお聞きしてたんで、全員なら全員なのかもしれませんが、何名が使われたのかとか、何かそういうのはわかりますか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

ストレスチェックにつきましては、議員おっしゃるとおり平成28年度から開始をいたしておりまして、平成29年度が2回目ということでございます。

予算では、ウェブ、インターネットで回答する方と用紙で回答する方がいますので、予算上は、インターネット81人、用紙32人の予算を計上しておりましたが、実績では、インターネット78人、用紙27人と、インターネットでは3人、用紙では5人の人がしなかったということで減額の補正になっております。

対象者、100%の方がしていただきたいんですが、これは強制ではございませんので、これはあくまでもストレスチェックは自己判断、自己診断といいますが、そういった形でしておりますので、強制的にしてくださいということもできませんし、また、私たちは誰がしなかったというのもわかっておりません。してくださいという促しをしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 21ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6目企画費で報償費、定住化奨励金とその下の工事請負費で道路案内板等設置工事費、その下の積立金の地域振興資金積立金、これらの、上から順に件数の説明と、この基金の減額の説明も含めてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、8節報償費の定住化奨励金のマイナス6万4,000円の説明でございます。定住化奨励金につきましては、これは吉富町の定住化促進条例に基づきまして、自分が住むために新築、建てかえ、または購入した家屋の固定資産税相当額を奨励金として3年間交付するものでございます。

実際に、件数としては、この29年度中、対象が77件ございました。当初の予算として

553万1,000円を組んでおったわけですが、77件の合計が546万8,364円というふうになりましたので、その差額分の6万4,000円を、今回、減額補正させていただくものでございます。

次に、15節の工事請負費の道路案内板設置工事でございますが、マイナスの60万円でございます。この内容につきましては、道路の愛称を決めまして、その道路に案内板を立てていくという事業でございます。この29年度につきましても、予定はしておったのですが、愛称の決定がございませんでした。その関係で看板の設置をいたしませんでしたので、この予算を落とすというものでございます。

最後に、積立金のところですが、地域振興基金の積立金の利息分ということでございますが、これも先ほど言いましたように、当初予算の段階では基金利子を0.3%として計上しておりましたが、最終的な現状に合わせましての減額補正というふうになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 9目の交通安全対策費でちょっとお聞きしたいんですが、これ巡回バスの車両ボディプリント委託料というものを今年度はやったわけですが、バスの巡回方法の変更のときに、これは結局、最終的に入札で行ったんですけど、随意契約でやられたんですけど。

町内じゃない業者と言われていたんですが、どのようなところがこれをやられたんでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この委託料、巡回バス車両ボディプリントの委託料につきましては、結局、これは車両の購入費に含めました。含めましたので、もう全額不用になったということでこの額を落としております。

当初、車を買って、ボディプリントだけを別の業者に発注しようという予定だったんですが、自動車のベンダーでもできるということでありましたので、その車の購入のときにあわせて入札をしましたので、減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） なるほどね、それでこういう減額になったわけね、わかりました。ちょっとどういう対応をしてくれたのかなと、ちょっと不思議に思ったんで聞きました。

その下の15目のまち・ひと・しごと創生事業費の中で、地域おこし協力隊導入採用業務委託

料、これ減額になっているんですが、この減額の理由と事業の、結局、成果、この成果というのは最終的には地域おこし協力隊がどれぐらい募集があって、何人の応募があって、何人、最終的に採用できそうなのか、どの分野の方ができそうなのか、今のところの見通しがわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊導入採用業務委託料として14万円を、今回、まず減額補正をさせていただいております。

これにつきましては、地域おこし協力隊の導入に当たっての策定をコンサルのほうに委託しておりまして、そのときの契約額、契約するに当たりまして、内容を精査して予算との契約額の差が生じたので、その分を今回落とさせていただくものでございます。

それと、地域おこし協力隊でございますが、2月に入りまして募集を行いました。2月いっぱい募集ということで締め切りをいたしまして、1名の方から応募がっております。その1名の方に対しまして、この3月の中旬ですが、面談を行いまして採用するかしないかのことを決めていきたいと思っております。

もし、その方の採用がなければ、また追加での公募になっていくのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。23ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5項の統計調査費で、住宅・土地統計調査区設定指導員報酬、これ減額になっているんですが、この減額の説明、ちなみにこの指導員という方、どういうことをされたんでしょうか、ちょっとその辺もあわせてお聞かせ願えれば。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

住宅・土地統計調査区設定指導員報酬でございますが、これにつきましては、これはもう精算によるものでございます。県からの補助に基づきまして事業を行っておりまして、報酬額はこのくらいだということの精算に基づいて減額をしているものでございます。

指導員につきましては、これはちょっと申しわけございません、指導員につきましてはちょっとどういうものかというのが、通常、国勢調査とかであると、指導員は職員が指導員となって調査員に指導をしているんですが、多分そういった形で職員が指導しているのだというふうに私は認識していたんですが、調べておりませんので、確かなことは、申しわけございませんが、そういった形でのものだというふうに思っております。



以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。ちょっと指導員、当初予算が2万1,000円で1万9,000円なんで、2,000円ってちょっと半端な額が余ったなと思ってちょっと聞いてみたんですが、それはまた後日、別に私も大意もありませんので、ただ単純に思ったんでちょっと聞いたんですが、その下の社会福祉費で、自立支援給付等支払事務手数料4,000円、この時期に予算の不足というのがありますので、この件についてと、あと、このLGWAN-ASPサービス利用料減額、これは何件ぐらいこの実績があったのかとか、ちょっとその辺の減額の説明というものと、重度心身障害者等タクシー利用券交付事業、これはなぜこれだけの額が余るのか、発券実績と、これに対して、そのタクシー券というものには有効期限というのがあるのかどうかと、もう一個、もう一遍に言います。時間どんどん使いますから、地域福祉基金積立金、これ50万3,000円、積み立てていますが、ここ数年でこれは随分使った、たしか基金だと思んですが、この積立金はこれぐらいでいいんでしょうか。先ほど企画課長が6,000万円近く使わなくて済んだという話で言っていましたので、これだけ財源が出てきたと言われてたんで、使った基金のところに積む分で、本来、ここはもう少し多くてもいいのではないかなと思うんで、その件についても説明を求めます。4つかな。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

自立支援給付費等支払事務委託料でございます。

当初の見込みより件数がふえたものでございますので、これ、国保連合会のほうで支払い事務を委託しております。その分で4,000円の補正をさせていただきました。

なお、利用者の増ということが大きな原因でございます。当初、3名の予定でございましたが、現在6名が利用しておりますので、その分を増額補正をさせていただきました。

LGWANのサービス利用の減額理由、15万9,000円、これは当初、4月からの予定をしておりましたが、つなぎ込みとかそういう作業がおくれたために、9カ月分しか使用料がかからなかったためのその不用額でございます。

そして——済みません、タクシーの交付済みでございますが、42名の方が交付済みとなっております。月2回で24万円、年間24万円は使ってもよろしいですよということで、3月31日が利用の期限となっております。対象者から見ると、利用率が、対象者といいますが、実際、交付済みから利用した人は半分、55%しか利用をしておりません。

地域福祉基金の積立金50万3,000円でございます。この積立金は寄附金を充てております。12月の末でございましたが、私のほうに、吉富町の高齢者福祉が大変すばらしいというお

褒めの言葉をいただいております。50数万円現金を持ってこられて、この金額をどこに寄附したらいいだろうかというふうな御相談を受けたものでございますので、こういう福祉基金がございましてということで御説明を差し上げたところ、ぜひ町のほうへ寄附をしたいということで快くいただいております。

以上でございます。（「タクシーの期限があるんじゃないか」と呼ぶ者あり）タクシー期限は、3月31日の年度末までが期限となっております。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと、また私、福祉のほうでいろいろと細かいことは聞くんですが、基金の件もちょっとわからんから聞くけど、今、タクシーの件でちょっと、今、私、不思議に思ったのが、障害者の方が使えるタクシー券で発券して、利用者が55%の理由というのは把握されているんですか。

大変だから使ってくださいよというタクシー券で、55%って何か少ないように感じるんですが、そこまで使わなくてもいいものなのか。

一般のタクシーを使うのか、例えば、福祉タクシーみたいなやつもいろいろあるやないですか。ああいうの場合であって55%なのか、ちょっと簡単に、多分、総務の方とかはこれ聞けないんで、聞きたいと思うんで、ちょっとその辺も含めて、ちょっとその分だけ教えてください。あとはもう委員会でやりますので。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 利用率が55%と述べさせていただきました。使う方が55%しかないということで、何で使いませんかということは個々には聞いておりません。

もちろん福祉タクシーも利用できます。私が見る限りじゃ、家の方とか、近所の方が、やっぱりそういうボランティア的な協力はしていると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ今のタクシーのところなんですけど、これは障害者手帳1級とか2級とか、どういう条件なんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お待たせしました。

タクシー利用券の交付でございます。対象者につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方でございまして、視覚障害者1、2級、上肢障害者の1級、下肢または体幹障害者の1、2級、内部障害者の1級、療育手帳Aの判定の方並びに特定疾患受給者証を有する方でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） いいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それって申請制なんですか、申請しないといただけないのですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御存じのとおり、いろんなこういう障害者手帳とか療育手帳の方は、うちの課でも把握できますが、申請主義となっております。

中には、もう施設に入所されている方で、要らない方もいらっしゃいます。広報等で毎年周知をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、広報で周知しているということだったんですけど、これ、対象者の方って、小さな町ですので限られてますよね。個別に、あなた、こういうことができます。タクシー券もらえますよというのは、お知らせはなさってないんですか。特定疾患の方もオーケーなんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど申したとおり、特定疾患受給者証を有する方も結構でございますが、障害者手帳をお持ちの方は、その制度を有効に利用する方もいらっしゃいますし、手帳を取ったけど、余り自分が手帳を持っているのを人に知らせたくないという、いろんなナイーブな問題がございますので、あえて申請主義とさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） あいセンの方々が、老人とかそういうところを皆さん訪問されておると思うんです。ですよね。そういうときには積極的に、見てわかるじゃないですか、身障の方とか、体の不自由な方はわかると思うんで、どっかに行くときは、こういうのもあるよということ、勧めてもいいんかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） あいあいセンターの職員が障害者の家を回っておるかというのは、私、把握しておりません。あいあいセンターの職員は、主に健康づくりということで健康づくりと、あと乳幼児の訪問をしております。

高齢者等を回るのは包括支援センターと思います。皆さん、ケアマネジャー、こういう制度があるというのは御存じでございますし、そして、もう中にはぜひ申請をとということであれば、ケアマネ等が手続等をお手伝いさせていただいておりますが（「実績あるの」と呼ぶ者あり）そう

いうのはきちっと、はい、以上です。

○議長（若山 征洋君） 24ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 4目の13節、介護予防・日常生活支援総合事業委託料、減額なんですけど、これは何年前から、二、三年前から始まった介護保険の要支援の方に対する支援だと思うんですけど、そうなんですか。

もしかそうならば、これ、実績としてどうなんですか。ふえてますか、減ってますか、横ばいですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

議員さんの御質問の中で、地域包括ケアの一環でございまして、御存じのとおり、今、総合事業のほうへ移行しております。当初10名の予定が、現在使っている方が4名ということでございます。

これ、町が独自にデイサービスとかサロンを、大きな理由はサロンです。社会福祉協議会に補助金を出しておりますサロンとか、あと、各区に、地域に、ぜひこのサロンを広めてくださいようお願いしておりますが、なかなか広がっておりません。

昨年、広津上区で1カ所、このサロンを開設しております。それに伴う不用額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が言っていた、今、お尋ねしたものとは違うんですね。

介護保険から外されたじゃないですか、要支援の方たちのケアが、その分を町がやっていますよね、今、それとは違うんですか。それとも、それもこの中に含まれていて、そのサロンの分に関するものが減額されたということですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 介護保険の外されたかというか、介護度が低くなって元気になったということで、大変喜ばしいことでございます。

もちろん介護保険自体は使いませんが、先ほど申したとおり、総合事業を使えますので、従前のサービス低下にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 24ページまで行きました。

暫時休憩します。

午後2時38分休憩

午後 2 時 49 分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

25 ページ、26 ページ。山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） 福祉に付託されていないところでいきます。（笑声）4 款衛生費ね、濟いません。地球温暖化対策費、住宅用太陽光発電設備設置費補助金、予算 400 万円の大半が余っているんですが、この件数、実績などわかりますか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

平成 29 年度は申請が 5 基でありました。それに伴いまして 307 万円を減額であります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2 番 山本 定生君） 吉富町も人口こそふえていないんですが、住宅はふえていますよね、かなりふえているように見えるんですが、最近のトレンドちいうんかな、一時期に比べて太陽光を設置する人が減ってきているんかな。それともこの制度の趣旨を余り知られていないのか、知らずに使っていないのか、何かちょっとどうなのかな。その辺、そちらのほうでわかりますか。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

ここ 3 年間の平均が大体 10 基であります。私たちが最近少ないもので、申し込みの期間を 2 カ月ほど延長しております。いろいろどういう原因があるかということで調べたんですけど、近年設置する場合に結局雨漏りをする、設置の工事の関係で雨漏りをするケースが案外多いということで、建築業界のほうも前以上に進めていないということをお聞きしてございます。それぐらいしか私たちもはっきり把握をしております。

実際どうして減ったかと言われると、売電価格も下がっております。そういうのを全てトータルの考えると、設置件数が減ってきているんじゃないかということで、皆さん補助金を出しているというのは大体業者さんも御存じであります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7 番 是石 利彦君） 25 ページでお願いします。

ちょっと幼保一体化施設こどもの森のところ、臨時職員の実績だろうと思いますが、この説明をお願いいたします。マイナスをちょっと説明お願いします、一般職。6 目のところですね。給与、給与。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 6目幼保一体化施設こどもの森費の給料、職員手当、共済費の減額についてでございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

29年度当初予算を制定する際には計上していた職員が、その後3月になってやめるということが判明しましたので、なりましたので、計上していた分を1名減額、職員が減りましたので、そのまま減額ということに今回しております。

以上です。（「差し引きがあると思うんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 職員がおやめになったから、臨時の方を入れて、その差し引きがあるんだろうと思うんですが、臨時の方は1人でいいんですか。入れたのか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 濟いませぬ、大変申しわけございませぬでした。私の認識がちょっと間違っておりました。この224万6,000円の減額は、育児休業でございました。3月の時点でやめた方はもう既になかった、そうではございませぬでした。育児休業に入った方の給料を減額、手当も減額しておるところでございます。訂正をよろしくお願いをいたします。

○議長（若山 征洋君） いいですね。26ページ。（「あれ聞いてない。臨時が何か」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

吉富保育園ですが、1人育休ということで4名の正規職員がいます。そして1名の給食調理員、あと、もちろんこれでは運営できませんので、常勤の臨時職員を6名と代替職員9名で運営をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 26ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 4款3項1目水道施設費の24節京築水道企業団出資金の減額、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。

先ほど起債のところでも説明いたしましたが、京築地区水道企業団の事業費の出資金をこれで賄っておるわけでございますが、今回事業量が減少したということで報告がございまして、その分をマイナスにしたところでございます。そういうことでの出資金の減をここに上げているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 27ページ、28ページ、29ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 消防費で今回マンホールトイレ、委託料でつくっておりますが、こちら完了検査というのが大体工事がかかわったら何かあるという状態とお聞きしているんですが、これはいつぐらいを予定されているのでしょうか。

再度ちょっとお聞きしたいんですが、当初予算のときには他の避難所でも使えるんですかというふうにお聞きしたら、使えるというふうな説明を受けました。そのときは総務が軽トラで運ぶというふうにお聞きしたんですが、いま一度確認しておきます。これはどっか違う場所でも使えるものなんですか、使えないものなんのでしょうか。少なくとも今回かさ上げとか基礎工事みたいなことしましたよね。そういうものが、ある場所じゃないと使えないものなのか、そこをもう一度確認します。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

マンホールトイレについては、今まさに工事が山場に移りましてつくっているところでございます。今ちょっと工期を調べていたんですが、ちょっと工期はいつまでかという資料は持っていませんので、もうマンホールが既に埋まっております。クラッシュランも埋めました。あとは舗装を、きれいに舗装をするところという段階になっておりますので（発言する者あり）あ、ごめんなさい、カラー舗装ですね。（「あ、カラー」と呼ぶ者あり）あの上にカラーの舗装をしますので、カラー舗装を今後するようにします。それが終わった時点で完了検査になるかと思えます。今年度中には間違いなく完成をすることになっております。

あと、上屋を違う場所に持って行って使えるかということでございますが、これも以前お話ししましたが、今言ったような施設、マンホールをつくらないと持っていても使用できません。マンホールがあって初めて使えるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じページです。10款教育費でお願いします。事務局費で幼稚園就園奨励費補助金、これが今増額になっていますが、この不足の説明と、今この時期に予算を成立させた上で、これは間に合うような内容のものなんのでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この幼稚園就園奨励費補助金ですが、当初予算では私立保育園、対象保育園に通う1名の園児に対して補助するというようにしておりました。この補助金が所得によって、あるいは第1子、

第2子、その対象園児が1子なのか2子なのかで補助金の内容が変わってきております。当初予算では第1子ということで計上しておりましたが、実際に対象になったのは第2子ということになりまして、今回12万2,000円の増額の補正をするものです。

時期につきましては、3月の末の支払いということで毎年しておりますので、この時期で特に問題はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 30ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 10款の教育費の中で小学校費、この上の教育総務費の一番下の負担金及び補助金で、英語短期研修参加助成金というのがありますが、これの参加人数の結果、減額していますので実績出たと思いますので教えてください。

と、その下の小学校費で臨時職員賃金、この減った、これが余った理由。

と、その下の2つ下、ストレスチェック委託料というのがあります。これ先ほど総務のほうでお聞きしたときは、対象人数がよくわからないというのが、受けたか受けてないかがわからないというような内容のものだったんですが、それと同じものなのかどうか、ここちょっと表現が若干違うんで、言葉の表現が若干違うんで、同じものなのかどうなのかがわからないというのと。

これは職員が対象なのか、教職員なのか生徒なのか、ちょっとその辺も含めて教えてもらえれば。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず最初に、英会話ふれあい事業のところで、英語の短期研修参加助成金で今回減額の5万9,000円を計上させていただいているところでございます。

この英語ふれあい事業なんですけど、小学生の4年生、5年生、6年生を対象に英語の短期の研修というようなことで、今回日帰りの研修を行ってございます。参加は合計41名の参加がございました。両日参加の方が8,000円、1日参加の方は5,000円というようなことで、それと人数の41人を掛けまして、決算の見込み額は24万1,000円となりました。当初30万円の子算を持っておりましたので、その不用額を落としたものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 小学校費の7節賃金の減額です。これにつきましては、事務職員を1名と支援補助員を1名、年度当初に応募がなく5月22日からの任用になりましたので、その分の減額になっております。

13節委託料、ストレスチェックの委託料です。これは先ほど総務課長が説明しました総務課でした分は役場の職員ということですが、この教育委員会で組んでいる分につきましては、小学校の教職員ということが対象になっております。ですから、内容としましては同じ内容でストレ



スチェック、委託先は違うんですけれども、ストレスチェックは実施しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ストレスチェックの説明を受けました。役場と基本的には一緒ですと。ただ受ける対象がこちらは先生、いわゆる先生の対象であるということでした。

ここで何で聞くかと言うと、当初予算が22万円で計上で残額が21万7,000円ということは、3,000円しか使っていない形なんですね。ということは、全く受ける人いなかったのかなと思って。これは受ける必要がなかったのか、受ける方がいなかったのか、受ける暇がなかったのか。もしかすると先生が多忙過ぎて、いろいろな教育委員会から資料出せ、出せ、出せ言われて、忙しいでできんとかそんなことだと困るんで、ちょっとこの辺の結果がわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

先ほど最後に委託先が違いますということでお話しましたが、当初予算では町が委託している業者に対し同じように教職員分も委託して実施をしたいということで検査料、教職員、教育委員会が管轄になりますので、別にその団体としての委託料で管理料というところで、全額で18万1,000円ですかね、20万円か、22万円組んでいたと思うんですけれども。

実際に公立学校共済、教職員、学校の教職員は公立学校共済に入っているんですが、そちらも全国的に同じシステムで、このストレスチェック制度が既存のシステムがあるということで、そちらのシステムを利用すると1人当たり組合員、正規の職員については97円。臨時の講師、非組合員については129円と非常に低価でできましたので、結果的に2,456円ということでマイナスの21万7,000円の減額となっております。

受けた方につきましては、人数、対象が大体二十四、五名いると思います。ちょっと数字がこちらにはっきりした、手元がないんですけれども、ほとんどの教職員は受けているというふうに認識しております。ただ、ちょっと100%ではなかったかもしれません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく教育費のこの社会教育費で、文化財保護費で埋蔵文化財発掘作業員賃金と文化財保護整備工事費の減額になっていますが、先ほど古表神社かな、その辺の説明があったと思うんで、こちらの減額の説明をもう一度詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず埋蔵文化財の発掘作業員賃金です。こちらにつきましては、開発、民間等がする場合に教育委員会に法に基づいて届け出があるんですが、その場合に遺跡の確認調査のために試掘を教育委員会がする場合の経費としまして、当初予算で56万7,000円を計上しておりました。今年度については現在まで試掘調査を実施をしておりません。もう1カ月3月がございまして、1件分だけ試掘調査の費用を残しまして、あとの不用額となる予定である47万2,000円を減額するものでございます。

以上です。

もう1つが15の工事請負費ですね。お答えいたします。

これにつきましては、町内の指定文化財に例えば修繕等の対応が必要になった場合あるいはその文化財に対して説明看板を立てているんですが、そういうものの建てかえが必要になった場合のために、予算としまして工事費100万円を計上させていただいているんですけども、今年度につきましては、特に修繕等の必要あるいは大規模な工事もございませんでした。1件だけ文化財の案内看板をつけまして、その金額が8,640円ということで、その分だけの支出になっておりますので、不用額の予定になっております99万1,000円を今回減額するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 31ページ、32ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 32ページ、12款諸支出金・基金費、土地開発基金費で、今回土地開発基金積立金がマイナス23万6,000円となっているんですが、ここに近年同じような形になるんですが、先ほど一番最初に企画課長のほうに今回の決算見込みはという説明を求めました。というのも、ここに通常であれば、ある程度の決算見込みで余剰のお金があれば、今まで取り崩してきた基金のかわりに、その基金に多少なりとも積むとか、今後新しい事業を始めるために基金を頭出しでここにつくっておくとか、そういうことをやるべきものではないかなと僕は以前から言っているわけですが、今回もそういうものがございませぬので、ここはどうなんでしょう、特定目的基金というものは積まなくていいんでしょうかね。これ町長が予算編成方針の基本ですから、町長にちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今確認をいたしましたところ、特別に基金をとすることは今は考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 32ページ終わりますして、次に歳出全般について御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 23ページの先ほどの重度心身障害者のタクシー利用券のことな  
んですけど、これ対象者は何人なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

交付済み者が42名でございまして、対象者は把握しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、対象者が何名か知りたいときは、課長のところに終わってか  
ら行って聞いてください。

歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、33ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書、次に  
34ページ、地方債の現在高に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、歳入、歳出全般で聞くべきなのか、ちょっと悩んだ  
んでこっちで今聞きますが、この起債に見込める額、当該年度中、元金償還見込みとかその他い  
ろいろあるわけですが、今回の分に関しては減額補正等があり、ほとんど変わっていないわけ  
ですが、28年9月議会のとときに、企画財政課長のほうにお聞きした、29年度末の公債費の見込  
みが2億7,000万円というものにこれは合致した形のこのページ調書になるわけでしょう  
か。そこをちょっと確認したいんですが、もう終わりますからね。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

吉富町の第2次財政計画が今進捗中なんでございまして、その中で起債の公債費等の額も推移  
を上げているところでございまして、今回のこの地方債の補正等の最終的な額によりまして、  
その範囲内であるということは十分確認しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、35ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 35ページの職員数ですね、ここは。特別職のページになってい  
ます。ここで一つお聞きしたいんですが、補正前のところの長のところ、職員数の。補正前のと  
ころは長等3になって、補正後ですけど、長等が2になっています。ここについてお聞きしたい  
んですが——よろしいですかね。悪かったかな、こういう質問は。いいですか。よろしいですか  
ね。

というのが、ここに、平成28年度に一般会計補正予算持ってきています。同じ時期です。  
29年3月3日に出している補正予算書です。長等は3から3のままです。だから、ことしは何

か特別なことがあったのかなと。だから、そこをちょっとお聞きしたかったんですが。何かそこシーンとしたけど、何か俺が悪かったかな。や、数字が違うけえね、何か特別なことがあったのかなと思ってお聞きしただけでね。今までここ変わっていない。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今の今年度の補正第6号の給与費明細の長の部分は、3名から2名になったのは副町長の減ということで、3名から2名になっております。

前年度の予算書で、町が3名のままになっているのは私も今持っているので確かにそうっております。ちょっとその原因が、ちょっと今ぱつと言われてわかりませんが、見る限り金額は減額しておりますので、人数を減額していないというのはちょっとおかしいかなというふうに今感じています。もう一度よく調べて、これがもし本来であれば、3が2にならなければいけないというようなものであれば、ちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思っております。そのときはちょっと気がつきませんでした、申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） それでいいですね。

○議員（2番 山本 定生君） もういいです。

○議長（若山 征洋君） 次に、36ページ、37ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

---

### 日程第9. 議案第9号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第9号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。いいですか。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ。次に6ページ、事項別明細書総括歳入7ページ、同じく総括歳出。次に、歳入8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。13ページ、14ページ、15ページまで、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第10. 議案第10号 平成29年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

て

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第10号平成29年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書総括歳入5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入6ページ、返還金及び返納金。返還金の今回351万円か、今これ元金の回収と思うんですが、徴収率——徴収率と言ったら悪いな、返還率か、返還率というのはどれぐらいなのでしょう。

と、もう一つ。最近はこの奨学金というものを返せないとか奨学金を返すことによる貧乏と言ったら悪いのかな、生活が苦しい方というのが多々生まれております。そういう相談、延長の相談とか何かそういうものは入っていますか。ちょっとその辺もあわせて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

奨学金の返還についてです。奨学金の返還につきましては、100%の毎年返還してもらっているところでございます。今言われたように、返還についていろいろな御相談があるかというところですが、近年、私のところにはそういう相談はございません。過去そういう相談があって、例えばやめられた方が一括では返せないのというところで、今毎年分納で返納金というのを計上させていただいておりますが、それ以降は特にそういう御相談は受けておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

7ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出の8ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく奨学金、これの貸付金、これの件数、これ毎回聞いているんですが、最終的に810万円ほど余っていますので、今期は大体何件ぐらいだったのか。高校、高専、大学、短大か何かで分かれるのかな。ちょっとそれわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

4月から9月と、9月で卒業した方がいますので、10月からと分けてお答えをさせていただきます。

まず4月から9月、大学生が15名、短大生が1名、専門学校生が6名、高校生はゼロです。

10月からは大学生が1名減りまして14名、短大生は1名、専門学校生が6名。合計で4月から9月22名、10月からが21名ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

次、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成29年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

日程第11. 議案第11号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第11号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ。次に5ページ、第2表繰越明許費。6ページ、第3表地方債補正。7ページ、事項別明細書総括歳入、8ページ、同じく総括歳出。次に歳入、9ページ、10ページ、11ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出12ページ、13ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、14ページ、地方債の現在高に関する調書の変更まで。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第12. 議案第12号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第12、議案第12号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 議案第13号 平成30年度吉富町一般会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議案第13号平成30年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

執行部にページを追って説明を求めます。

9ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 9ページ、第2表債務負担行為でございます。

事項、総合計画後期基本計画策定事業、期間、平成31年度、限度額310万円です。第4次吉富町総合計画の中期基本計画が平成30年度で終了いたします。そこで新たに後期基本計画を策定する必要があります。その策定期間を平成30年度から31年度の秋ごろまでと予定しておりまして、予算が2年度にまたがるため、31年度分について債務負担行為を設定するものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 続いて10ページ、第3表地方債。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 続きまして、第3表地方債について説明をさせていただきます。

まず、臨時財政対策債として9,500万円の限度額で予算計上をさせていただいております。地方の財源不足を補うものとしまして、毎年国から認められて発行している起債でございます。

次に、公営住宅建設事業債として3,510万円の限度額で予算計上させていただいております。これは町営住宅別府団地の建設工事の財源として、事業費から国の補助金を差し引いた町の負担分の一部を起債するものでございます。

次に、地方道路等整備事業債として5,040万円の限度額で予算を計上させていただいております。これにつきましては、県道景観整備事業負担金として町が県に負担する1,000万円



のうちの900万円と町の単独の道路整備工事の工事費及び用地買収費等なのですが、その4,600万7,000円のうち4,140万円について起債を予定しているものでございます。

次に、公共事業等債としまして2,570万円の限度額で予算計上をさせていただいております。30年度の当初予算において大きく3つの事業を予定しております、狹隘道路の整備分として事業費900万円のうちの400万円、それから小犬丸界木線の佐井川橋補修事業分として事業費1,600万円のうちの570万円。

3つ目が、農業水利施設ですね。排水機場工事、揚水機場のこの保全対策事業として事業費として負担金になるのですが、1,787万5,000円のうちの1,600万円、この3つの合計の金額でございます。

次ですが、緊急防災減災事業債として1,920万円の限度額で予算を計上させていただいております。これにつきましては、福岡県の防災行政情報通信ネットワーク再整備に伴う負担金として、その額が約300万円、Jアラートの更新として約250万円、それから防災行政無線の更新の設計で約310万円、それから第3分団の消防車両更新の事業として約1,160万円、こういった事業の分に充てるものでございます。

ただし、その今の金額から消防車両の救急支援物資分ですか、これは除くようになっていきますので、それを除いた分として合計の金額が1,920万円として起債をするものでございます。

次に、水道事業一般会計出資債として3,350万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これにつきましては、吉富フォーユー会館の屋上の防水工事費1,800万円のうちの1,350万円を起債するものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債として4,170万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これは吉富小学校の空調設備工事の財源として、事業費7,525万円のうち国庫補助金1,952万6,000円を除いた地方負担分5,572万4,000円ですが、その一部について起債するものでございます。ただし、この事業につきましては、本日の追加提案により、29年度の補正予算のほうでというようなことを予定しておるところでございます。

最後に、社会福祉施設整備事業債として1,360万円の限度額で予算計上をさせていただいております。これは、吉富こどもの森駐車場の整備事業費1,700万円のうち1,360万円を起債するというものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次は、歳入、14ページ。執行部は手を挙げてくださいよ、説明するときは、15ページ、16ページ、17ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 17ページ、11款1項1目1節でございます。児童福祉費負担金につきましては、公私立保育園保育料等で4,998万5,000円でございます。保育料に

つきましては、0円から4万9,100円の保育料となっており、年齢構成や所得階層で変動がございます。

なお、放課後児童クラブにつきましては、保育料1人5,500円の料金となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 同じページの9款1項1目の特別交付税のところでございます。

6,000万円ということで、昨年度と同額を計上しているわけですが、予算につきましては、例年の実績ベース及び地財の伸び率は、実はマイナスの2%となっているところですが、本町の場合、地域おこし協力隊や地方創生の特別交付税の措置等を鑑みまして、昨年と同じ金額を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 11款1項1目3節97万2,000円でございます。障害福

祉費負担金、障害支援区分認定審査会負担金は、1市3町で共同設置しております。その経費を持ち回りの市町村が負担金として集計するものでございまして、平成29、30年度にかけて、吉富町が認定審査会の事務局となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。

○健康福祉課長（上西 裕君） 済みません、18ページ。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 18ページ、11款2項2目1節です。2,728万1,000円、介護予防事業分担金でございます。これは県介護保険広域連合が示す介護予防任意事業、包括的支援事業の各事業に対する配分金でございます。

引き続き、18ページがございまして述べさせていただきます。12款1項1目2節でございます。2,660万5,000円、住宅使用料でございます。町営団地5団地の使用料で一月5,500円から4万8,200円の間の家賃を想定しております。世帯の負担能力に応じて算定しており、正確な数字は未定でございます。

なお、直近では、空き家がふえておりますので、この数字を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ、20ページ、21ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 21ページ、13款2項3目1節でございます。4,640万

5,000円、新規事業等の概要34ページに記載されております別府団地解体工事9棟分

643万8,000円、同節、交付金として、家賃低廉化事業2,532万8,000円は、山王団地17戸分、751万5,000円と別府団地35戸分、1,797万7,000円が交付金となります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 21ページ、土木費補助金のうち、社会資本整備交付金、狭隘道路整備部分として450万円。これは当初配分として、事業費900万円に対しまして補助率2分の1、450万円を計上しているものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金のうち道路整備分866万2,000円。これにつきましては、町道小犬丸界木線、佐井川橋の橋梁の補修設計業務として、事業費が1,500万円に対し、補助率が0.5775の補助率から866万2,000円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 同じところですね。社会資本整備総合交付金の（定住化促進分）というところで、147万7,000円の説明でございます。

昨年度は143万1,000円でありましたので、4万6,000円の増額でございます。定住化奨励金の事業ですが、ここで取り組んでおりまして、補助率は45%の事業でございます。補助対象の事業費として328万8,000円を予定しておるところでございます。その45%となるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 21ページ、おりませんか。22ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 22ページ、4目1節の教育費補助金で学校施設環境改善交付金1,952万6,000円、その下、事務費で19万5,000円でございます。

これにつきましては、小学校の空調設備工事に伴う国庫補助金で、補助率は3分の1となっております。事務費につきましては、交付金の1%ということで19万5,000円でございます。

その下、文化財保護費補助金です。こちらにつきましては、29年度から2カ年事業で実施しております古表神社の乾衣祭の習俗調査の国庫補助金です。補助率は2分の1となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 5目の総務費補助金の2節のところでございます。地方創生推進交付金として、3,325万円を計上させていただいております。昨年度は1,648万9,000円でしたので、1,676万1,000円の増額となっております。

本町では、平成28年度から5年間の計画で、女子集客の町推進事業ということで、この交付金で実施しておるところでございます。産業建設課と企画財政課のほうで事業をやっています、その事業の合計が30年度6,650万円となる予定でございますので、その補助率2分の1ということで、この3,325万というふうになっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6目農林水産業費補助金、1節農業費補助金、農地耕作条件改善事業費交付金350万円、これは現在、事業を進めております界木地区の最終年度の事業に対して、事業費700万円の2分の1の350万円を予算計上するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。23ページ、24ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 24ページ、14款2項3目1節でございます。保健衛生費補助金の中の一番下の124万1,000円でございます。

これは、新規事業概要4ページの中にも書いてございます新しい取り組みで、子育て包括支援事業費の補助金でございます。事業経費に対しまして3分の1の補助率がございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 25ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 7目教育費補助金、2節の学校教育費補助金で45万4,000円でございます。

こちらにつきましては、福岡学力向上推進事業費補助金で、平成29年度は6月の補正で計上をさせていただきました。本町が、平成29年度から3カ年間、学力向上の強化市町村に指定されたことに伴いまして、学力向上に資する取り組みに係る経費の2分の1が、県費にて補助されるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 同じく25ページ、ないですか。じゃあ、26。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 2目民生費委託金、2節人権啓発活動地方委託金、済いません、地方人権啓発活動活性化事業委託金70万2,000円です。

法務省の人権啓発事業であります地域人権啓発活動活性化事業は、京築管内の自治体が持ち回りで実施されております。平成30年度は吉富町が行うようになっておりますので、その活性化事業として行います講演会等の費用に対する委託金が、県を通じて交付されますその70万2,000円を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 27ページ、28ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 3項雑入、1目雑入の3節福岡県市町村振興協会助成金で、福岡県防災行政情報通信ネットワーク整備事業助成金1,000円でございます。

これは30年度から新たに交付される補助金でございます。福岡県防災行政情報通信ネットワークが、平成29年度から平成31年度の3カ年間で再整備されています。

この助成金は、この再整備事業の市町村負担分について、地方債から地方交付税算入額を除いた元利償還金及び一般財源相当額について、福岡県市町村振興協会から助成されるものでございます。事業開始年度の翌年度から10年間交付されることになっています。30年度の補助金は、平成29年度に起債をした、2年据え置いた地方債の利子分480円が補助されます。

なお、10年間の合計では、305万8,302円が補助される見込みとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 29ページ、ないですか。30ページまで。

続いて、歳出に移ります。31ページから32ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1款総務管理費、1目一般管理費の報酬で、一番下にある固定資産評価審査委員会委員報酬2万7,000円でございます。

昨年度までは、2款2項徴税费、1目税務総務費に計上しておりましたが、本委員会の事務局は総務課でもっているため、本年度から総務一般管理費に組み替えをいたしました。会議の回数についても、昨年度までは1回分の計上でありましたが、審査請求があった場合は3回程度開催が必要となるため、3回分を計上いたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 33ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 7節賃金、臨時職員等賃金514万5,000円でございます。臨時職員3人分の1年間の賃金でございます。

平成30年4月1日付で身体に障害のある方を雇用するため、昨年9月に身体障害者枠で1名の職員採用試験を実施いたしましたが、応募者がいなかったため、事務職員に1名の定員割れが生じました。また、2名の職員が育児休業を取得する予定でございますので、計3人分の臨時職員の賃金を計上するものでございます。

引き続きまして、11節需用費の消耗品費368万4,000円でございます。前年度予算額は272万4,000円に対して、今年度は96万円の増額をいたしております。

増額の主な理由は、女性職員35人分の事務服購入費97万9,020円であります。職員の事務服は3年に1回購入し、貸与しております。3年前の平成27年度に女性及び男性双方の事務服を購入し、貸与いたしましたが、平成30年度は女性の事務服のみを購入し、貸与したいと

いうふうに思っております。男性の事務服は、平成31年度以降に購入する予定でございます。

このページは以上です。

○議長（若山 征洋君） 34ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 上の13節委託料の一番下、綜合法令管理システム維持管理委託料でございます。275万2,000円。

平成30年1月から本庁の例規システムを更新いたしました。昨年度までは13節で例規追録作成業務委託料187万5,000円、14節で法令改廃情報提供システム使用料13万円及び例規システム使用料105万円と3つに分けて、計305万5,000円の予算を計上していましたが、本年度から本委託料一本に集約し、計上いたしております。

引き続きまして、19節負担金補助及び交付金の上から4番目、職員研修負担金112万1,000円でございます。これは2つの経費を計上いたしております。

1つ目は、福岡県市町村職員研修所への負担金13万6,500円でございます。階層別研修及び専門研修に延べ21人を派遣する経費でございます。

2つ目は、全国市町村国際文化研修所への負担金98万4,000円でございます。海外研修に2名を派遣する経費でございます。海外研修につきましては、本年度、平成29年度にヨーロッパに1名派遣いたしましたが、平成30年度はヨーロッパに1名、アメリカ合衆国に1名派遣したいと思いますので、その予算を計上するものでございます。

ヨーロッパ研修は、国内での事前研修4日、海外研修10日の計14日間で、テーマは、「人口減少社会における自治体政策、働き方、福祉を中心に」となっており、9月ごろに3都市程度の研修を予定しています。

アメリカ合衆国は、同じく国内での事前研修4日、海外研修10日の計14日間で、テーマは、「グローバルな視点で地域経営を学ぶ」となっており、9月ごろにオレゴン州ポートランド及び近郊都市の研修を予定しています。

なお、この海外研修の経費に対しましては、特別交付税が措置されることになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 35ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 35ページ、5目財産管理費、12節役務費の一番下、PCB収集運搬料42万2,000円、同じくその下、PCB処理手数料26万9,000円でございます。

役場庁舎屋上のキュービクルの変圧器2基に、PCB——ポリ塩化ビフェニルが1キログラム当たり14ミリグラム含有されていることが判明しました。これは低濃度PCB廃棄物と呼ばれ、法律により平成39年3月31日までに処理をしなければならないことになっております。PCB廃棄物は専門業者でないと処理できないため、この予算を計上するものでございます。

このページは以上です。

○議長（若山 征洋君） 36ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 36ページの6目企画費でございます。新規事業等の概要というところで資料をお渡ししたかと思いますが、その8ページの一番上のところですね。第4次総合計画後期基本計画策定事業というところで予算計上額を歳入予算、歳出予算として上げておりますが、その歳出予算に該当するところでございます。

2款1項6目の1節、この報酬ですね。総合計画審議会委員報酬として15万円がここに上がっております。

それから11節で1万9,000円上がっているわけですが、これは30万4,000円のうちの消耗品費のうち1万円と食糧費1万4,000円の中の9,000円、合わせての1万9,000円となるわけでございます。

それから12節につきましては、役務費44万4,000円のうち43万4,000円が該当いたします。

その次、13節の委託料ですが、予算としては、453万1,000円が上がっておりますが、総合計画の関係の金額は、そこに上がっておりますように450万4,000円ということで、コンサルのほうに委託をというふうに考えておるところでございます。その今説明した合計のところでは510万7,000円となるというところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 同じく36ページの14節使用料及び賃借料、駐車場使用料36万円でございます。現在、庁舎増改築工事の現場事務所がある土地を、町の公用車駐車場として賃借したいので、予算計上を行うものでございます。

当該当地は2つに分かれており、手前が120.74平米、奥が330.58平米であります。手前の土地が月1万円、年12万円、奥の土地が月2万円、年24万円、合計36万円の予算を計上するものでございます。

その下、15節の防犯灯新設工事11万8,000円でございます。ただいま御説明いたしました駐車場として借りる土地に防犯灯を1基設置するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 37ページ、38ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 38ページ、11目防災無線費の13節委託料、Jアラートシステム改修委託料245万円でございます。

新規事業の概要7ページに記載をしておりますが、現在、受信機が処理能力の限界に達し、平

成31年度以降利用ができなくなる見込みのため、新型の受信機に更新するものでございます。地方債の中でも申し上げましたが、財源として、240万円の緊急防災減災事業債を充当しております。

その下の防災行政無線更新工事設計業務委託料313万2,000円でございます。

これも同じく、新規事業等の概要7ページに記載しておりますが、アナログ電波の利用停止が平成34年12月となっておりますので、屋外子局のデジタル化のための基本実施設計を行うものでございます。地方債の説明でも申し上げましたが、財源として、310万円の緊急防災減災事業債を充当しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 39ページ、40ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 40ページの19節負担金補助及び交付金のところでございます。

上から4番目に、新婚家庭新生活応援補助金として、1,008万円が計上されております。

これにつきましても、新規事業等の概要というところで、この最初のページ、1ページ目の一番下のところに継続ということを書いておるものでございます。吉富町内に新たに民間の賃貸住宅を借りて、新婚生活を開始する世帯を対象に引っ越し等の初期費用として6万円の補助、それと家賃補助として月1万円の補助を行うというようなことで書いてございます。平成30年度分の事業費として、ここに計上しているものでございます。

それから、その2つ下のところですが、女子集客の町づくり空き家活用事業推進補助金として、3,060万円を計上させていただいております。

これにつきましても、新規概要の説明の最初のページの一番最初、一番上の分でございます。駅周辺の空き家を店舗に改装して、にぎわいづくりを行う空き家活用事業を、女子集客の町づくりの運営主体となるまちづくり会社に推進してもらうための補助金を交付するということを書いてあるものでございます。

それからその下、女子集客の町づくり活性化促進事業推進助成金として、1,250万円ということで金額を計上させていただいております。

それがその下、2番目のところに書いていますように、女子集客の町づくり事業に賛同し、主体的に関連事業を実施する、そういった企業、団体等を対象に補助金制度を創設し、民間の力を生かした取り組みの強化、効率化を図るというようなことで予算を計上しておるところでございます。

それから、24節投資及び出資金として1,000万円を上げております。

町づくり会社出資金として、同じ新規の項目の3番目にも上がっていますが、町づくり会社への



出資金ということで書いてございます。町づくり会社の設立時に、町のほうから上限としまして1,000万円までの出資を行いまして、町づくり会社の円滑な支援をしていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 41ページ。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 2目賦課徴収費、12節役務費、一番最後に計上してます申告会場用無線中継設置費4万5,000円についてであります。

次回の確定申告から、紙ベースで送っている申告書をデータ送信するようにいたします。そのためには、税務署管理のホームページにアクセスし、申告者本人が認識番号を取得しなければなりませんので、申告会場にインターネットとつながった端末機を用意する必要があり、1階事務室まで来ている回線を2階の申告会場まで延長するための役務費であります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 42ページ。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 続きまして、2目賦課徴収費の14節使用料及び賃借料の住民税申告用パソコン等リース料26万8,000円であります。これにつきましては、申告業務用のパソコンとプリンターは、現在、再リース契約で使用しております。しかし、次回申告期間の前の平成30年12月から新規のパソコンとプリンターをリースしたいと考え、当該年度、4カ月分のリース料を計上しております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 43ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 1目戸籍住民基本台帳費の13節委託料の一番下にあります戸籍システム新元号対応業務委託料134万6,000円です。

来年の5月1日から新元号が変わることから、それに伴います戸籍システムの改修業務委託料であります。全て一般財源でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 44ページ、45ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 社会福祉総務費1節の報酬でございます。

98万8,000円のうち、2番目の障害支援区分認定審査会委員報酬95万2,000円について御説明をいたします。

1市3町で共同開催しております審査会への委員報酬でございます。医師、精神保健福祉士等に支払う報酬でございまして、1回当たり5名で審査をいたします。1人につき1回1万1,900円で16回分の審査会を予定をしております。

同ページでございます。13節委託料でございます。135万1,000円のうち、120万円の説明でございます。

一番下の相談支援事業費でございます。これは障害者の方への相談支援業務でございます、社会福祉法人敬愛会、多機能型障害者支援施設みらいへの相談支援の委託料で、一月10万円で12カ月分の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 46ページ、47ページ、48ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 48ページ、18節備品購入費でございます。62万6,000円は、緊急通報電話等の購入費でございます。本体プラス人感センサー、外出ボタン10セット分の購入費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 49ページ、50ページ、51ページ、52ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 7目人権啓発費で、法務省の人権啓発事業であります地域活性化事業で講演会等を行います費用といたしまして、11節の需用費で、ポスター代等の金額ということで31万7,000円、役務費で1万9,000円の手話通訳料、そして委託料ということで、講演会費で62万6,000円と音響の費用3万2,000円を上げております。

そして、その下の13節委託料で、男女共同参画基本計画策定業務に伴います委託料ということで243万円です。

現在、策定されています男女共同参画の基本計画が26年から30年までとなっておりますので、次期の計画となります31年度からの策定業務委託料を243万円上げております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 濟いません、50ページにお戻りください。失礼します。

18節備品購入費、公用車購入費としまして、201万8,000円の予算を計上させていただいております。

平成14年度購入のライトバン型公用車の買いかえに伴い、災害時や緊急時に車椅子利用者も移送できるライトバン型の福祉車両を導入する経費でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 53ページ、54ページ、55ページ、56ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 56ページの15節工事請負費でございます。1,700万円。保育園駐車場新設工事でございます。

新規事業等の概要3ページに記載しております吉富こどもの森駐車場整備工事でございます。

埋蔵文化財包蔵地のため、調査後、30年秋ごろまでには完成する予定でございまして、園児送迎時の安全確保と、混雑の解消にありたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 57ページ、58ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 58ページ、19節でございます。負担金補助及び交付金の599万7,000円のうち、一番下の地域医療ナビ構築負担金8万5,000円でございます。

これは、新規事業の概要4ページに記載しております中津市及び豊前市近辺広域医療の地域における医療ナビ、前は医療ナビとしまして冊子を発行したんでございますが、それをホームページ上でアップするようにしております。吉富町の負担金として8万5,000円計上しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 59ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 59ページ、母子衛生費、報酬でございます。子育て包括支援センター相談員の報酬270万円でございます。

新規事業等の概要4ページに記載されております子育て包括支援事業でございます。母子保健法改正により設置するもので、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行うものでございます。昨年12月にセンターは開設しておりますが、現在、保健師が兼務しておりますので、専任の保健師並びに医療関係の経験者を嘱託員として配置するものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 60ページ。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 4目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金で、老朽危険空き家等除却事業補助金90万円です。

町内の老朽危険空き家を除去する所有者などに、取り壊しに要する経費の2分の1で上限30万円を助成するための補助金として、30万円3件分、90万円を計上してあります。財源につきましては全て一般財源からであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 濟いません、もう一遍お戻りください。59ページの13節でございます。13節の委託料の一番下のところに、電子母子手帳委託料26万円を計上しております。

新規事業等の概要4ページにも記載しております。従来の紙ベースの母子手帳プラスICTを活用した新たな子育て支援策を立ち上げるものでございまして、その費用として計上させていた

だいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 61ページ、62ページ、63ページ、64ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の13節委託料、これは29年度農地基本台帳システム保守管理委託料から名称が変更しまして、農地情報管理システム保守管理委託料として計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 道路橋梁費、2目道路新設改良費で、13節委託料、小犬丸界木線、佐井川橋の橋梁補修設計業務委託料として1,600万円を計上しております。

佐井川橋は、平成28年度に選奨土木遺産として認定されました。その橋梁について、長寿命化を図るため、耐震等の診断をし、適切な補修改修を行うための設計費として計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 2目住宅建設費でございます。15節の工事請負費でございます。新規事業等の概要3ページにも記載されております。別府団地解体工事費並びに別府団地内の駐車場の整備費でございます。トータル4,623万円でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 75ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 18節備品購入費、備品購入費1,185万8,000円でございます。新規事業等の概要7ページに記載しておりますが、1,185万8,000円のうち、第3分団消防車両購入費が1,070万5,000円、消防車両に登載する救助資機材が88万9,000円となっております。平成3年10月に購入し、27年が経過する第3分団消防車両と更新するものでございます。

その他の備品購入といたしましては、屋外用ホース格納庫5台14万6,000円、消火栓キーハンドル10本、11万8,000円の、合計1,185万8,000円となっております。

歳入の地方債でも申し上げましたが、消防車両の購入の財源として1,070万円の緊急防災減災事業債を充当しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 76ページ。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 上から3番目の19節でございます。山国川水防演習分担金12万5,000円であります。

3年に1回、上毛町と共同で開催している山国川水防演習の分担金でございます。出水期前、6月3日日曜日に吉富町の山国川河川敷で開催を予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 77ページ、78ページ、79ページ、80ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 80ページ、12役務費の中の下から2番目です、トイレ清掃料35万3,000円です。

これにつきましては、小学校のトイレ、平成25年度で改修しまして、日々の清掃につきましては、児童、教員が行っているところですが、施設の長期的・衛生的に使用するために、30年度からは年1回、専門業者に委託して清掃をするものとして上げさせていただいております。

その下、PCB分析検査料です。

これにつきましては、先ほど総務課長も説明をしておりました吉富小学校にもキュービクルの中に、この低濃度のPCBが含まれている可能性の電灯の変圧器がございます。それを検査するための検査料としまして、5万4,000円を計上しているものでございます。

次に、13節の委託料になります。委託料の下から6番目、害虫駆除委託料です。115万6,000円。

これは校舎の第3棟の多目的教室の床下に白アリが発生したために、専門業者に委託をし、もとなつている巣を駆除するための経費でございます。

同じく13節で下から2番目、空調設備工事等実施設計業務委託料300万円、同じくその下、空調設備工事等管理業務委託料を300万円です。

こちらは、現在小学校の一括管理方式での除湿設備を、各教室に個別管理の冷暖房機能の空調を整備するための実施設計工事の監理委託料でございます。これにつきましては、29年度、本日追加の29年度の補正予算で29年度に振りかえる予定になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 81ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 81ページ、15節の工事請負費、空調設備工事費7,000万円、キュービクル入れかえ工事費1,000万円です。

空調につきましては、先ほどの空調の冷暖房機能の空調を整備するための工事費として7,000万円、その下のキュービクルの入れかえ工事につきましては、現在のキュービクルは、使用年数の経過から更新奨励時期を超過した機器が多数あり、計画的に改修の必要がありますので、今回、空調設備の工事を行うのを機に、並行して関連工事として入れかえの工事を行うもの

でございます。

これにつきましては、同じように先ほどの13節の実施設計の委託料、工事の監理の委託料とともに、29年度に振りかえを行う予定にしております。

なお、財源につきましては、起債、国庫補助金ということで、新規事業等の概要の5ページに詳細は記入をしております。

その下、工事費の一番下です。校舎階段手すり設置工事費で110万円を計上しております。

校内のバリアフリー化を図るために、校舎内の階段で手すりのない箇所がありますので、全ての階段に手すりを設置するための工事費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 82ページ、83ページ、84ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 84ページ、3目の文化財保護費でございます。

まず、1節報酬のうち、委員等報酬で110万4,000円、引き続き85ページに移りまして、9節旅費のうち166万6,000円、11節需用費のうち111万5,500円、12節役務費の通信運搬費で7万5,000円、合計400万円は、歳入で御説明をさせていただきました乾衣祭の習俗調査の2カ年目の30年度の事業費ということになっております。

これにつきましては、30年度が最終年になりますので、30年度に最終的な調査報告書を作成するという事で印刷製本費が増額となっております。新規事業等の概要の6ページのほうで継続ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 86ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 86ページの15節工事請負費です。防水改修工事費としまして1,800万円の計上をさせていただいております。

こちらについては、フォーユー会館の2階、3階及び屋上の陸屋根部の防水改修工事費です。建築後25年以上が経過し、防水設備の老朽化が著しく、十分に防水機能が果たされていない状況でありますので、この部分に防水処理を施すための工事費でございます。

こちらにつきましては、起債の項目で75%起債で対応をさせていただくようにしております。以上です。

○議長（若山 征洋君） 87ページ、88ページ、89ページ。

以上で、執行部の説明は終わりますが、説明の漏れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 執行部からの説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、本日の質疑は省略し、予算特

別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号平成30年度吉富町一般会計予算については、本日の質疑は省略し、予算特別委員会に付託することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時40分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、再開いたしますが、再開に当たり一言皆さんに連絡いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。御承知おきください。（「はい」と呼ぶ者あり）

総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど、議案第8号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第6号）の審議において、前年度の給与費明細書の町長等が補正前3、補正後も3になっているのに、ことは補正前3、補正後2になっているのはどうしてかという御質問がございまして、調査した結果、去年の3が3のままはやはり間違いでございました。3がやはり2で、ことしのほうが正しいということでございました。まことに申しわけございませんでした。もう年度が越えていますので、正式な訂正をするということができませんが、申しわけございませんが、訂正のほうをしておいていただければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。どうも申しわけございませんでした。

以上です。

#### 日程第14. 議案第14号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議案第14号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富町国民健康保険特別会計予算についてお聞きいたします。

今年度から県移管などいろいろあるかと思えます。今年度のこの国民健康保険特別会計についての町の予算編成の方針、これについてをお聞きしたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 国民健康保険は、本年度から県が主導的な立場で国民健康保険の事業を

開始いたします。つきまして、どのようなシステムで大きくかわるものがあるのかなというふう  
に思っておりましたが、今、国、県では激変緩和の措置をとりたいということもありまして、そ  
れぞれの市町村の実情に応じた国民健康保険の会計なり事業をしますということでありまして、  
従来から大きくかわるといことは、今のところないように思っております。従来の国民健康保  
険事業を踏襲して予算書をつくっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ、6ページ。事項別  
明細書総括歳入7ページ、同じく総括歳出。歳入8ページ。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この歳入全体についてちょっと今から聞いて、1個1個聞いてい  
くのは大変なので、これあと委員会でいきますから、先ほど若干、一般会計のところでも説明が  
あったかと思うんですが、確認します。

この予算案の税率というものは、今回の改正、いわゆる税率改正ですね。国保税改正というの  
が今回同じ議案で上がっておりますので、この税率改正によったもので組まれているものなのか、  
組まれていないのか、そこを1点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今回の税、歳入につきましては、旧、現行の税率ですね、改正前の  
税率ということで計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 9ページ、10ページ。9ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、9ページで1個だけ。あとはまた委員会で聞きますから、  
一番最初に、一般被保険者国民健康保険税というものが出ております。これ今年度と前年度の対  
比で200万円ほど下がっているわけですが、税率が変わっていないから下がる、どうなのかな、  
税率が上がっていないから下がるんですか。ちょっとこの下がった理由。下がる理由。ここに  
ついて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

そこに上げている数字は、予想調定額から予想収納額を積算して収納見込み額となっております。  
過去数年間の調定総額を勘案しながら予想調定額をそこに計上しております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 国民健康保険の加入者は世帯数としては直近931名、人数に



しては1,555名ということで、年度当初より人数が減ってございます。昨今の景気のせいか、社会保険のある会社等にお勤めになるケースが多々あるかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3款1項55目の災害臨時特例補助金、この説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） これは、国の新しい補助金でございます。災害のあったところに国から特別に補助金を支出するというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 細かいこと、先ほど言った委員会で聞きますが、議員全員がいるので、ちょっと一度確認をさせてください。

今回、廃目というものが多々あります。そもそもこの廃目というのはどういうことなのか、ちょっとわかりやすく説明をしてもらえばわかると思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 予算書の歳入歳出の比較でございます。6ページを御参照願います。そこに2億5,000万円ほど前年対比で減っております。これは、今まで国庫負担金として町に直接来ていたお金が県の特会に入ります。そこで調整しながら町に負担金、うちが税として集めたのを県に納めるものでございまして、いままで町に来ていたお金が県に直接行くというもので、この分の予算がございませんので、字のごとく廃目ということで示しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、この廃目という項目が今回上がっているものが県に移管されたもの、いわゆる吉富町から今回、来年度から保険が変わる、県に移管すると言っていたものの、こういうことが県に行きますよということによろしいのですかね。

今回、改正は皆さんさんざん今まで質問をしたけど、なかなか制度がわかりづらいままだったんで、今後、審議するのにも皆さんもわかっていただいたほうがいいかと思うので、要はこの今、廃目というのがここずっとあるわけですが、これが全部県に移管したものですよということでもいいのですかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 10ページ。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） そうしますと、今の説明なんですけど、これはどういうふうになるのですかね。４款１項１目２節の特定健康診査等負担金、これは県から来るんですよね、これね。そうすると、この下にありますよね、廃目になっている県負担金、同じものがこっちで廃目になって、同じ県から来るんだけど、どういう仕組みになっているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今回、同じような名前でございますが、保険給付費等交付金とあって、特別に交付金として入ってくるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 済みません、よくわからないんです。国から来るのが県に直接行っていたわけでしょう。だから、廃目になったというふうに確かおっしゃいませんでしたかね。違うんですか。

これ、県から来ていたものが、ただ名称が変わった、交付金の中に含まれるということですか。そういうこと。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

国庫として直接町に来ていた分、そして県から町に来ていた分がございますので、それを整理させていただきまして、このような予算組みとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） １０ページ、１１ページ。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） この基金繰入金に関してですけれども、これ繰り入れた後の基金残高はいくらでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

１億円ございますので、１億円から引いた２，７００万円で、７，３００万円が基金として残ります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） １１ページ、ほかにないね。１２ページ、１３ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。１４ページ、１５ページ、１６ページ、１７ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3款に納付金というのがあるのですけれども、これが先ほどから言っている県に支払う納付金だと思うのですが、先ほどの条例改正のときに質疑したのですが、激変緩和措置として国が県を通して来るものに対して、この納付金の中で相殺されているということだったので、本町には一体いくらの激変緩和措置となる支援金なり交付金は来ているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

町の分でいくらということではございません。先ほど説明をしたとおり、県の各市町村の納付金を計算するとき、激変緩和で平成28年度、この分より納付金がふえないように調整をしております。先ほど申したとおり、県で約28億円ほどこれに投入したとは聞いております。個々の自治体に、お宅の町はいくらですよというような、そういう集計はしておりません。県が集める納付金がありますよね。納付金から計算をして、本来の計算であれば多分それより多いところがほとんどなんです、納付金の多いところ。中には納付金のほうが少ないところもありますのが、それを激変緩和で前年度並みに抑えるという、そういう制度でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それならば、計算できるのではないですかね。県のほうはわかっていますかね、そしたら。

さっき、課長の話では、28年度並みに抑えるということでしょう。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。私が間違いでございまして、27年の納付金相当額と29年度の納付金を試算した金額です。27年度納付金の相当額は決算ベースでつくっております、29年納付金の試算は負担緩和前という数字が出ております。その緩和前から、27と29を比較します。それで、対27年度医療費等の伸びを計算したところ、もちろん吉富町は多いほうでございます。その納付金を27年度の決算ベースで抑えるというか、そういう仕組みです。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 27年度の決算ベースがあって、29年度の新しく制度が変わるときに払うべきお金というのが出て、試算されていきましたよね。でしたよね。そして、標準税率が決まった時点で、その分が余りにも上がるのところに対しては、国が補填するという話だったのではないですか。

だから、吉富町にはそれがいくら来ているのかというのが計算できるはずなんですよね。今度の納付金の額の中に入っているとすればですね。県に聞いてください、ぜひ。いいでしょう

か。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど申したとおり、県も個別の町の数字は示せません。私も何回か聞きましたが、やはり、この表で県が、先ほど申した数字で激変緩和したということで、どこの町がどのくらいというような、それは示さないというような言葉をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと細かいんで申しわけないです。15ページですね、15ページに、役務費で医療費通知書郵便料とこうあります。その下に委託料、レセプト点検委託料とありますが、要はレセプトの検査というんですか、ああいうのとか通知とか、それは今までどおりここですということよろしいのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 医療費通知等も町から出ています。そして、レセプト点検でございますが、国保連合会のほうで念入りに点検しているはずでございますが、それでもやっぱり漏れがございますので、保険者努力義務ということで、町が国保の財政にどのくらい力を入れているのかという、そういう指数で、そういうレセプト点検をすれば、それなりのまた交付金がいただけます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同じページで、保険給付費、療養諸費とあります。一般被保険者療養給付費、これを県に払うということになるんですが、その辺のちょっとお金の流れというか、町がお金を集めて、税として集めて、それを県なり連合会というのですか、に納めてというようなことと思うのですが、その辺の大きな流れを、どこで聞いていいかわからないですから、全体でお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 15ページの保険給付費でございますが、保険給付費は国保連合会から毎月請求がございます。それを従来どおり支払うものでございます。そして、県に、保険税として納めたものを3款の国民健康保険事業費納付金ということで納めます。それが歳出のほうで、納付金ですね、本年度1億8,004万1,000円、これを納付します。（発言する者あり）済みません、7ページです。

それで、医療給付費として、従来どおり町が国保連合会に支払います。そして、保険税を集めた、あと介護納付金とか納めたお金を納付金として1億8,004万1,000円納付します。また、県の特会は、10ページの4款県支出金1項県負担金、補助金ということで、そこに保険給付費等交付金ということで、普通交付金が5億5,433万3,000円あります。これが、町が支払うべきの医療費ですかね、それに相当する金額を向こうから送ってくるということで、当初、全てトンネルで国保連合会のほうに支払いしてくれるものと自分たちは期待しておりましたが、従前どおり、国保連合会の医療費は町に請求に行きます。それはかわっておりません。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと聞きよって、あと委員会でも思ったんだけど、多分皆さんも全然わかっていないと思うんよ。今までの町でやっていた国保のやり方というか、その仕組みと今回県に移管したことによって、どういうふうにかわったかというのが、今の説明を聞く限りでは全くわからん。

今、課長が言われたように、本来はトンネルでいいと思ったって、何か言いよったけど、自分たちも本来この予算書というのはぺらぺらなものが出てくるんやろうと思ってたわけよ、県に移管する、県に移管する、県に移管するって、あとは県が出さなわかりません、わかりません、わかりませんってずっと答えていたしね。まだいっぱいあるしね。

これももう少しわかりやすい何かこう数字だけで見たってわからないので、よく案内であるじゃないですか、図柄みたいになったやつとか、新旧対照表じゃないけど、何かそういうものというのを、今、出せというふうにはちょっと無理なのでしょうけど、少なくとも今度委員会があるので、それまでにそういうもの、県のほうから多分説明資料みたいなのがきていると思いますよ。

少なくとも今後これを町民にも説明せな悪い部分はあるでしょう。ちょっとわかりやすい、そういうものを用意してもらえれば、もう少しみんなが理解できるのではないかと思うので、それをちょっと議長のほうにお願いをして、一度、言っちゃってもらって、もし皆さんがそれで委員会のほうの資料でよければね。

○議長（若山 征洋君） そういうふうをお願いしておきます。いいですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私たちもわかりやすい資料ということでつくってみましたが、なかなかわかりにくい資料になっています。ここにもって、皆さんにお配りしようと思うのですが、多分これはよくわかりません。

そして、住民の方には何もかわっておりません。転出して、よその町に行く場合がございますね。そういう場合は、高額医療の回数を引っ張っていきます。隣の市に行ったときには、吉富町の国保の高額療養費のカウントが4だったところが、また隣の市に行くとクリアします。そういうのを引き継ぎません。

それで、県は当初、保険料、保険税ですね、これの統一化ということで私たちには説明がありました。そして、先ほど山本議員がおっしゃったとおり、後期高齢者にならったものができるものとは期待をしておりましたが、何分何もかわっておりません。ただ、国から今まで来ていた補助金が県の国保特会を通じて来るということです。そして、標準税率、そういうのを計算して、よその町との比較ということで、そういう見える化とかいうのは確かになっておりますが、30年度から特段かわっておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） また根本的な話のごたつけど、町長は方針で言いよったですね。何ら前とかかわらないのですよと。そういうことでした。ただ、税率は何だかんだっていうてみんな上がりますよね、この機会だから上げるんでしょうか、先ほど課長が言われたように、町民の方は、見かけ上、何らかわらんよと言われたのですが、保険税が上がりますよね。上がらないですか。先ほど、激変緩和措置がちゃんと入れてありますから、この数年は今までとかかわらないんですよと。それちょっと確認だけですけれども、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 国保財政に示す国民健康保険税は15.2%というところでございます。確かに、先ほども私が述べましたが、吉富町は高医療指定市町村です。福岡県で一番医療費が高いということで、県からいろんな指導をいただいております。もちろん、医療費が下がれば税率は下げます。以前、何年か前かやっぱり下がったものでございますので、そのとき税率を下げております。やはり、適正な税率を保たないと、継続可能なこの医療制度は持たないと思っております。

なお、参考でございますが、現在の国保税7割軽減とかございます。低所得者でございます。7割軽減の方が年間どのぐらい税金を、国保税をお支払かということでちょっと調べておりましたら、1万9,000円です。

その反対に、最高を払っている人はどのくらいかということ、89万円の保険税を年間支払っております。しかしながら、1万9,000円の税額を払う人と89万円の税額を払う人の医療の内容は全然かわっておりません。やはり、日本は世界にも先がけたこの医療制度は素晴らしい医療制度ですね、確立した国でございます。それをぜひ継続可能な制度にしたいと思っておりますので、今回は被保険者の方に御無理かと思っておりますが、税率の改正ということでお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 先ほどの何か課長、比較、新旧の比較がわかるようになってから、もし

委員会まで提出できるなら執行部でしてください。見てわからんじゃあれやろうけど。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 17ページと18ページにかけて、3款国民健康保険事業費納付金というのがあるんですけど、この総額が納付金そのものなんですね。これは、後からまたふえてくるんですかね。これは本年度の全部の納付金なんですか。

ちょっと私もよくわからないのですが、私の理解は、納付金の額が県から示されて、これを必ず払わないかんのですよね、町は。ですよね。そのために、税金でそれを集めるわけでしょう。

この予算書というのは生きているから、次々にまたかわっていくんだらうけれども、納付金に関しては、これが総額でないならば、県は総額として示しているのですかね、今、1年間に払うべき納付金の額。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この予算書をつくった後、直近、3月6日に、平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の公開が県から行われております。これによると、納付金の金額は予算上では1億8,004万1,000円でございますが、1億8,002万9,152円というその数字が示されております。1年間これでございます。

そして、後期高齢者もそうなんです、余剰金が出れば今度納付金を下げるとか、また後期高齢者の次にありますが、そういう制度になると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ、32ページまで、以上予算書全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、これは改正前の税率とおっしゃいましたね、先ほど。ですよね。税収のあれは。そうすると、改正後で100%徴収をしたときにいくらになるかというのを知りたいんです。

今じゃなくていいですので、答えていただけるといいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今、これは理論的には改正前の税率の金額を予算計上しています。それで、今時点で弾いたものは、先ほど、岸本議員の中で説明しました。ただし、あれは今現在の加入者の状況で、それは29年度分、その方々の28年中の収入に対する税率を掛けたもので

すから、これは決定金額ではありませんね。

それが確立するのは、今申告をやっていまして、ことしの6月です。その後にきちんとしたものが補正で出てくるものだと思います。

ですから、今の時点で本当に、どういうんですか、一番いいのは所得水準が1年分かかわってくるので、大きくかわる可能性があります。ですから、今はまだ現行の保険税率のものを予算計上していると、そういうことであろうかと思ひます、財政当局としましては。よろしいでしょうか。

ですから、今は示すことができません。6月ですね、6月以降に示すことができます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第15号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議案第15号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。2ページ、歳入。歳出、3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入、6ページ、7ページ、8ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。



お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第16号 平成30年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議案第16号平成30年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入、2ページ、3ページ。歳出、4ページ。次に5ページ事項別明細書総括歳入、6ページ、同じく総括歳出。次に、歳入、7ページ、8ページ、9ページ、歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。10ページ、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入歳出全般でお聞きしたいと思います。

今、国のほうが貸付型ではなくて給付型の奨学金というものを一部所得の低い家庭に関しては始めたとういことになっています。その後、まだ大きな進展は聞いてないのですが、吉富町のほうでそういう対象の子が今回、今後、30年にそういう方がいらっしゃるのか、予定が入っているのか入っていないのかと。

もう一つは、吉富町として今後、給付型奨学金というものはどういうふうに考えているのか。どっちが言うのかな、やっぱり教育長が言うのかな。わからないから。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず1点目のこの予算の中にといいことですかね。そのそういう対象の方が、は入っておりません。これはあくまで町の奨学金です。現在、町の奨学金は給付型ではなくて貸与型ということでやっておりますので、そういう対象の方はございません。

今後につきましては、12月でしたか、9月でしたか、議会でもお答えしましたけれども、ま

ずはこの奨学金の制度で、やはり高校、大学と行かれている吉富町の子供たちがいます。

ですから、まずは今の奨学金制度を安定的に、継続的に運営をしていくのが第一だというふう  
に考えております。

給付型のというところで、国の動きもございしますが、そちらはいろんな情報を得ながら、必要  
なときに検討はしていきたいとは思っておりますが、現在のところは現状のままということで考  
えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 本当は教育長に聞くべきかなと思うのですが、これは町の方向性  
というものになりますので、我が町の町長は英語とか近隣に先がけて子供たちにかなり力をそそ  
いできた方なので、町のほうとして、町長の考えとして、そういう給付型の奨学金を今後そうい  
う検討されるとか、何かそういう考えがあるとかいうのがありましたら、ちょっとお聞かせ願  
いたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 奨学金について、全国的にいろいろと議論をされております。

今の貸付型の場合、借りやすくということをついつい将来の返済見込みをしっかりと立てないま  
ま借りて、返済が大変だというようなこともあるんだろうと思います。それを解消するためには、  
借りるより給付型でもらったほうが、後の返済を考えなくていいということの安直なこともある  
んではなかろうかなというふうに思いますし、我々、奨学金を運営するほうにとりましても、将  
来にわたって、長く奨学金制度を維持していくためには、限りある資源を上手に使っていき  
たい、効率よく使っていききたいというものがあります。

一方では、その給付型については、給付をする場合には、それなりの将来の義務みたいなもの  
がついてくるのではなかろうかなというふうに思っております。

吉富町の奨学金とは全然違いますが、私どもが若い時分に日本育英会の奨学金制度がありまし  
た。その奨学金を受ける中で、本来は貸し付けなんですけど、職業によって、こういう職業につ  
いて何年間以上働いた場合には、返済が免除されるというようなものがあつたように記憶して  
おります。

我々が給付型という、最初から給付型というのは、先ほども申しましたように、限られた財源  
を有効に使うということで、なかなか難しいんだろうと思いますが、将来にわたって、例えば、  
仕事とか自分の目標とかを達成するためのもので、それを達成した場合には、返済を幾らか免除  
するというようなことは、近い将来考えていかなければならないのかなというふうに、今は思  
っておりますが、今すぐどうだこうだということは、なかなか難しいのではなかろうかなというふ

うに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成30年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第17. 議案第17号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、議案第17号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書、1ページ。歳入、2ページ、3ページ。歳出、4ページ。5ページ、第2表地方債。次に、事項別明細書、総括歳入、6ページ、7ページ、同じく総括歳出。次に歳入、8ページ、9ページ、10ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出、11ページ、12ページ、13ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、14ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。次に、15ページ、地方債の現在高に関する調書。次に、16ページ、給与費明細書、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページまで。以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

**日程第18. 議案第18号 平成30年度吉富町水道事業会計予算について**

○議長（若山 征洋君） 日程第18、議案第18号平成30年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

予算書、1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定損益計算書（前年度分）、14ページ。予定貸借対照表（前年度分）、資産の部、15ページ、負債の部、16ページ。次に、予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出、21ページ、22ページ。以上、予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号平成30年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

**日程第19. 議案第19号 教育委員会委員の任命について**

○議長（若山 征洋君） 日程第19、議案第19号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 議案書25ページをお願いいたします。

教育委員会委員の任命について。

吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字広津915番地。氏名、守口薫、昭和20年6月30日生まれ。現在72歳

でございます。

任期は、平成30年4月1日から平成33年9月30日までの3年6カ月間となっております。

理由。平成30年3月31日をもって任期が満了する守口薫氏を再任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

守口薫氏は、北九州市立の養護学校の校長を退職後、平成21年3月に吉富町教育委員会委員に就任し、現在3期目で9年間、委員を務められております。その間、教育委員会制度改正前の教育委員会委員長として5年間務められております。学校現場、教育委員会委員、また委員長としての経験と豊富な知識のもと、本町の教育行政に御尽力いただいております、教育委員会委員として最適な方であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号教育委員会委員の任命に

ついでに同意を求めた案件は、同意することに決定しました。

---

### 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（若山 征洋君） 日程第20、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 議案書26ページをお願いいたします。

人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として、法務大臣に対し推薦したいので意見を求める。

住所、吉富町大字直江173番地1。氏名、高尾賢二、昭和23年10月24日生まれ。現在69歳でございます。

任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。

理由。平成30年6月30日をもって任期が満了する高尾賢二氏を再推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

高尾賢二氏は、平成21年4月に人権擁護委員に就任し、現在3期目、9年3月務められております。その間、人権擁護委員として多くの人権相談に応じ、法務局の活動にも積極的に参加されております。また、吉富町自治会町会会長、吉富町男女共同参画審議会委員として、町行政に対しましても多大な御尽力をいただいております。

以上のように、高尾さんは人権擁護委員として適任者でございます。再度、法務大臣に推薦したいと思いますので、町議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。高尾賢二君を適任とすることについて御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、高尾賢二君を適任とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第21. 議案第20号 京築広域市町村圏事務組合格約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第21、議案第20号京築広域市町村圏事務組合格約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。企画財政課長、説明。

○企画財政課長（奥田 健一君） 議案書27ページ、議案第20号京築広域市町村圏事務組合格約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、京築広域市町村圏事務組合格約を別紙のとおり変更する。

理由としましては、京築広域市町村圏事務組合の事務所につきましては、4年ごとに行橋市と豊前市で交代しておりまして、平成30年4月1日からは、行橋市ということで、事務所の位置を変更することに伴いまして、京築広域市町村圏事務組合格約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、お手元の資料ナンバー1の新旧対照表16ページを御参照ください。傍線箇所が今回の改正の部分でございます。

第4条中「豊前市大字荒堀523番地1」を「行橋市西宮市五丁目1番5号」に改めるものでございます。

議案書のほうですが、続きまして、附則ですが、この規約は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 今の説明で、豊前から、今現在、豊前のものを行橋のほうに、持ち回りというか、そういう形でいくということだと思います。ということは、この京築広域市町村圏に加盟している各自治体も同じように、この条例というか、これを改正するというので、足並みそろえるということによろしいんですね。一応確認します。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

構成各市町ですが、この３月議会に一斉に上程するようになっておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） ちょっと恥ずかしいんですが、荒堀５２３ちゅうのは、現在の豊前市市庁舎内だろうと思いますが、西宮市五丁目１番の５というのは、市役所内になるんでしょうか。

それともう一つ、これは交代と今聞きましたんですが、組合長の任期とか、そういうのにはあんまり関係ないんでしょうか、それも説明お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

最初にあります豊前市大字荒堀５２３番地１、これは今の広域圏の事務所、場所と言いますと、京築広域消防がありますが、その北側でございます。そこの地番でございます。

それから、今度、事務所になります行橋市西宮市五丁目１番５号ですが、これにつきましては、行橋市市役所ではございません。行橋駅の南側になるといいますか、現在、NOSA Iビルがあるわけですが、その中に借りるようになっていようございます。

それと、この３０年４月１日からなんですが、広域圏事務組合の組合長も行橋市長のほうにかわるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第２０号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号京築広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第22. 議案第21号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について**

○議長（若山 征洋君） 日程第22、議案第21号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 議案書29ページをお願いします。

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、平成30年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

理由。平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

30ページをお願いします。

あわせて新旧対照表17ページもごらんください。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約。福岡県市町村職員退職手当組合規

約（昭和36年県指令36地第903号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1、築上郡の項中「豊前広域環境施設組合」を削る。

新旧対照表は、次のページ、18ページになります。

別表第2第5区の項中「豊前広域環境施設組合」を削る。

附則、この規約は平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 豊前広域環境施設組合が解散されると聞いておりますが、これはもう議決されてしまったということでしょうか。

それと、退職手当組合の会員が一つ減ると掛け金が何か変わるとか、何かそういう負担金の差が出てくるものでしょうか。それをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この議案につきましては、福岡県市町村退職手当組合から加入全市町村に対して、一斉に、先ほどと同様に一斉に議会の同意を求める必要がございますので、議会で同意を得ていただきたいという通知に基づいて議案を提案いたしております。

そういった、解散するという議決というもので添付されておられません。こういった議案を可決していただく必要があるのでは上程してほしいということがございます。

あと、掛け金が変わるとするのは、これも組合の議会の中で協議なされることだと思っておりますので、その辺についても私どもは把握しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第23. 議案第22号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について**

**日程第24. 議案第23号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案がございました日程第23、議案第22号から日程第24、議案第23号の2案件を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第22号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について、議案第23号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、予算案件2件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第22号は、平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億4,313万3,000円とするものであります。

平成30年度当初予算に計上いたしております吉富小学校の空調設備整備事業及びキュービクル入れかえ工事事業について、財政的に有利な国の平成29年度補正予算を活用するため、国に対して補助金交付申請を行っておりましたが、3月2日に補助金の交付が決定したため、平成29年度予算で前倒しして事業を行いたく、予算の組み替えを行うため、本予算を補正するものであります。

議案第23号は、平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ8,620万円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億3,980万円とするものであります。

前議案の理由と同様に、予算の組み替えを行うため、本予算を補正するものであります。

以上、提出議案については、行政運営上、重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 日程第23、議案第22号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。4ページ、第2表繰越明許費補正。5ページ、第3表地方債補正。6ページ、事項別明細書、総括歳入。7ページ、同じく総括歳出。次に、歳入、8ページ。歳出、9ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとこの、急に出てきた追加提案、急というか、先日の説明を一応受けたわけですが、ちょっと2点ほど確認させてください。

1点が当初予算に載せていた予算を国の補正予算に基づき前年にしたほうが交付税の算入とか、そういうものが、国庫補助が割合がいいということで、前倒しで行いますという説明でありました。ですから、なるほどなどと思ったわけですが、その場合、今年度、当初予算に計上されている金額と、今年度に前倒した金額というものが、そのまま同じなのかなと思うと実際は違いますよね。7,000万円のところが7,700万円、もう一個のほう、工事費のほう、1,000万円が1,100万円、ちょっとここがわからないんで、その点が1点と、ちょっと単純な話で、このキュービクルというもの、先ほどどっかほかのところでもちょっと説明が何か、キュービクルという名前が出てきたんですが、そもそもキュービクルというものが何なのかがよくわからないんで、その辺も説明ください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、30年度当初予算に計上していたものを29年度にとということで、工事費、予算総額もそうですが、工事費において金額が違うということの御質問だと思います。

この29年度の、今回、補正予算に計上させていただいたこの事業については、繰越明許費を設定させていただいて、30年度で実施するわけですが、まず、あくまで予算としては29年度予算、29年度予算については、30年度に事業をしても、年度を超えて補正予算ができないというのがまず大原則としてありまして、そうなったときに、例えば、吉富小学校のこの空調の設

備工事を30年度に繰り越して行った場合に、この繰越明許費の設定については、翌年度において執行するために必要な金額をつけて繰り越すということになっております。当然、事業に必要な金額を確実につけて繰り越すということになっておりまして、では、なぜ金額がということになるんですが、あくまで30年度の当初に上げさせていただいておりました工事費で見ていただいたらわかるんですが、空調については7,000万円、キュービクルについては1,000万円ということで、概算で町としては捉えております。

ただ、年度、30年度になったときに、実際に工事に入りまして、今からは実施設計も行うわけですが、そのときに、国庫補助の、今、30年度に上げている分は全て国庫補助か、あるいは起債の対象となる事業として、起債の借りられる率を計算をして上げたわけですが、30年度に事業の実施をしたときに、例えば、国庫補助の対象外、工事費の中で国が見たときに、これは補助の対象外ですねとか、例えば、起債、財務省が見たときに、これは起債の対象にもなりませんよとなった場合には、一般財源をここでつけて工事の実施をしなければなりません。ですから、その場合に一般財源がなければ、工事ができないことになるわけですね。あるいは、工事の実施の段階で、今、予想しているこの7,000万円と1,000万円の工事と急に何かプラスになるというか、工事を実施していく段階で不測の事態というか、工事費が増額しなきゃいけない必要が生じる場合も考えられます。

でも、この起債と国庫補助については、あくまで上限ということで、幾ら30年度になっても、それをプラスすることはできませんので、あくまで事務執行をするために一般財源を増額をして、事業が確実に実施ができるということで、今回、工事費の1割程度、7,000万円に対して700万円、1,000万円に対して100万円ということで、繰越明許費の設定の場合は、確実に事業の実施を考えますと、一般財源を増額をして繰り越すということで、あくまで歳入側から今回は見たところで予算編成になっておりますので、金額が29年度の補正予算、今回のほうが800万円増額ということになっております。

もう一つ、キュービクルですね。ちょっとお待ちください。

キュービクルというのは、変圧ですね。入ってくる、九電からというか、電気が送られてくる電圧を下げて学校、通常家庭用なり学校用にするために電圧を下げる、そのキュービクルというのがそのシステムというか、機械になるわけですが、ということによろしいんですかね。そういうものです。6,000ボルトですか、高圧のものを家庭用に下げるという仕組みの電圧の機器になります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明がありました。予算編成上、大体、行政がやるとき

はある程度余裕を持ってやるということですね。30年度であれば、あとから補正とかいう形でもきくけれど、今回に限っては、もう29年度中にある程度盛っておかないと何かあったときは困ると。たしか以前もありましたよね。吉富町の漁港浚渫のときが5,000万円ぐらいで終わるんやけど、とりあえず1億円で盛って後で精算しますと、そういうやり方だと思います。これはもう大変いいことだと思いますので、ぜひやってほしいと思うんですが、今ちょっともう一回確認するんですが、キュービクルというものは、学校の施設の中にあるんですね。その高圧受電設備というんですかね、どの辺にあるんですか。というのが、この工事ときに子供たちに危険性はないのかなと、ちょっと心配になったんで。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

現在、キュービクルは学校の屋上に設置をしております。その分を入れかえるということです。屋上に設置をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 設計ができてからになるかと思いますが、今、大きいやつで全部こうやっているのが、それを個別の部屋のやつとするんでしょうが、各部屋に全部行かせるんだらうと思いますが、外機はもうどっか同じところにずらっとこう並べるというようなやり方でしょう。これ、やるとしたら、工期はどれぐらいかかるもんかわかりますか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

お配りしております新規事業の内容等の説明の中に、5ページになります。こちらのほうに事業の実施予定時期ということで、30年の4月から31年の2月ということで、これは29年度の今回の補正で前倒しをして繰り越しますので、日程的には、あくまで4月から31年の2月ということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、いいです。

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、10ページ、地方債の現在高に関する調書。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、総務文教委員会に付託いたします。

日程第24、議案第23号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。4ページ、第2表地方債補正。5ページ、事項別明細書、総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。次に、歳入の7ページ。歳出、8ページ。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、9ページ、地方債の現在高に関する調書。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今度、30年度の吉富町一般会計補正予算（第1号）が出ました。まだ、当初予算の審議中に出たので、ちょっと、若干、入れかわりが大変だと思うんですが、これ、今回、減額で8,600万円という、結構大きな数字が減額になるわけですが、そうになると、町の歳入歳出が31億円まで下がってくるということですね。

先日、新聞にもう既に来年度の当初予算額の件が載っておりました。前年に比べると8億円ほど減少だが、それは別府団地の建設費がのいたからだ、それ以外に関しては積極的財政であるということをお聞きしていました。ということは、これ変わりますよね、その部分に関しても。これは、新聞発表されるんですか。どうなんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先日の新聞発表の中では、議員さんおっしゃったとおり、前年度よりは大幅落ちているわけですが、それは別府団地の建設の工事の分だということで、2年前と比べますと、それでも約2億円ほどの予算が、予算が多いというか、なってますので、積極的な予算をまだ組んでおりますというようなことで新聞報道したわけですが、今回、補正で8,600万円程度の金額は落ちたわけではございますが、やはり2年前に比べれば、金額は1億1,000万円ぐらゐの増にはなっておりますので、やはり積極的な予算を組んだということによろしいんじゃないかと思っておりますので、改めての新聞報道等は考えてはございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

---

#### 日程第25. 選挙第1号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙について

○議長（若山 征洋君） 日程第25、選挙第1号豊前市外二町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

豊前市外二町財産組合議会議員に丸谷議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した丸谷議員が、豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 日程第26. 陳情第1号 障害者の生活の整備についての意見書採択のお願い



○議長（若山 征洋君） 日程第26、陳情第1号障害者の生活の整備についての意見書採択のお願いを議題といたします。

事務局に陳情書を朗読いたさせます。事務局、朗読。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、陳情文書表により朗読いたします。

受理番号1、受理年月日、平成30年1月25日。

件名、障害者の生活の整備についての意見書採択のお願い。

陳情者の住所、氏名。福岡市東区御島崎2-3-8-502。障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会会長石松周。

以上です。

○議長（若山 征洋君） お諮りします。ただいま議題になっております陳情第1号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号障害者の生活の整備についての意見書採択のお願いは、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後6時15分散会

---